

## 平成28年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

### ○議事日程〔第3号〕

平成28年12月14日(水曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

#### 日程第1 一般質問

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（18名）

1 番 安 達 かずみ  
 2 番 中 尾 勉  
 3 番 黒 田 健 一  
 4 番 甲 斐 明 美  
 5 番 井ノ口 憲 治  
 6 番 阿 部 輝 之  
 7 番 土 谷 信 也  
 8 番 近 藤 紀 男  
 9 番 成 重 博 文  
 10 番 安 達 隆  
 11 番 松 本 博 彰  
 12 番 河 野 徳 久  
 13 番 安 東 正 洋  
 14 番 北 崎 安 行  
 15 番 河 野 正 春  
 16 番 山 本 博 文  
 17 番 菅 健 雄  
 18 番 大 石 忠 昭

地域活力創造課長 川 口 達 也  
 税 務 課 長 近 藤 幸 一  
 保 険 年 金 課 長 丸 山 野 幸 政  
 社 会 福 祉 課 長 植 田 克 己  
 子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 安 田 祐 一  
 ウェルネス推進課長 伊 南 富 士 子  
 人 権 ・ 同 和 対 策 課 長 清 水 栄 二  
 環 境 課 長 後 藤 史 明  
 商 工 観 光 課 長 河 野 真 一  
 農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長 吉 止 勝 幸  
 耕 地 林 業 課 長 都 甲 賢 治  
 建 設 課 長 永 松 史 年  
 上 下 水 道 課 長 大 力 雅 昭  
 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 尾 形 稔  
 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 兼 監 査 委 員 事 務 局 長  
 土 谷 恒 男  
 地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長  
 宗 直 長  
 消 防 長 榎 本 久 光  
 総 務 課 人 事 給 与 係 長 伊 藤 昭 弘  
 総 務 課 総 務 法 規 防 災 係 長 兼 秘 書 係 長  
 近 藤 毅

### 教育委員会

教 育 長 河 野 潔  
 教 育 庁 総 務 課 長 兼 地 域 総 務 一 課 長  
 安 藤 隆 治  
 教 育 庁 学 校 教 育 課 長 小 川 匡  
 教 育 庁 文 化 財 室 長 板 井 浩

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 水 江 和 徳  
 主 幹 兼 庶 務 係 長 次 郎 丸 浩 一  
 議 事 係 長 板 井 保 明  
 主 任 小 門 敏 宏

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 永 松 博 文  
 副 市 長 鴛 海 豊  
 市 参 事 兼 市 民 課 長 山 田 真 一  
 総 務 課 長 佐 藤 之 則  
 財 政 課 長 飯 沼 憲 一  
 企 画 情 報 課 長 藤 重 深 雪

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（安達 隆君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により7番、土谷信也君の発言を許します。7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） おはようございます。議席番号7番、豊翔会の土谷信也でございます。

この年末の12月議会に質問順位1番のくじを引かせていただきました。年末ジャンボも期待をしておるところでございます。冗談はさておきまして、通告に基づき一般質問を行います。

今回、3点について質問をさせていただきます。

まず初めは、犯罪被害者等支援のための条例について、質問いたします。

近年、凶悪な犯罪が後を絶たないという大変深刻な状態が続く中、その被害者に対する支援は、長い間立ちおかれておりました。特に、二次被害が被害者やその家族を苦しめております。犯罪被害者やその家族にとっては、犯罪そのものに対する衝撃や悲しみは当然であります。犯罪等に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、それに伴う医療費の負担や失職などによる経済的困窮、または警察の捜査や裁判の過程における精神的、時間的な負担、あるいは周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの過熱した報道によるプライバシーの侵害、また家庭、友人などの人間関係の悪化による転職や転居など、数え上げればきりのないほど、その後の生活に重大な支障を生じております。

被害者の遺族の皆さんなどが、被害者支援を求めて活動する中、平成16年12月に犯罪被害者基本法が成立し、これに基づき犯罪被害者の支援のための施策がスタートしました。このことにより、犯罪被害者等基本計画が閣議決定されまして、犯罪被害者等の権利、利益の保護が図られる社会を実現するための施策が具体的にまとめられました。

大分県では、本年4月に大分県犯罪被害者等支援推進指針が策定されております。全国的に見ますと、平成28年4月までに条例を制定しているのは27府県で、市町村では約2割のようであります。

大分県では、本年11月に条例制定の検討に入ったと報道されました。県下市町村では、ことしの9月議会で大分市、中津市、竹田市、豊後大野市、国東市などで条例制定を求める請願書が提出され、採択あるいは継続審議となっております。

今12月議会でも、別府市、姫島村、それと本豊後高田市を除く全市町村で請願書が提出される予定になっているようであります。

犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、請願活動されておりますのは、新聞報道等で皆さんもご存じと思いますが、2003年11月に奄美大島において飲酒運転の男の車にはねられてお亡くなりになった、当時19歳だった佐藤隆陸さんのお母さんであります、県内の犯罪被害者遺族らの自助グループ、ピアサポート大分絆の会代表の国東にお住まいの佐藤悦子さんであります。

佐藤さんは、この条例が制定されることによって、誰もが犯罪の被害者となる可能性がある、被害者ら

がいつでも必要な支援を途切れなく受けられ、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するための一助に、と条例の必要性をうたっています。

私も、実はことしの10月にある事務所の方から佐藤さんを紹介されまして、豊後高田市議会に請願書を提出したいのだが、紹介議員になってほしいという依頼がありました。請願という方法もありますが、私はすぐに執行部の答弁をいただける、この一般質問でのやり方をとらせていただきました。

本市としても、県下の動向は把握していることと思いますが、条例制定に向けた執行部の見解をお伺いします。

○議長（安達 隆君） 市参事兼市民課長、山田真一君。

○市参事兼市民課長（山田真一君） 犯罪被害者等支援条例の制定について、お答えをいたします。

本市では、市民の方々が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、安全・安心まちづくり条例を制定し、防犯及び交通安全など、生活環境や道路環境の整備、その他必要な施策を推進しています。

また、市民課に市民相談係を設置し、市民の方々からのさまざまな苦情や相談に応じています。

相談内容は、消費生活トラブルを始め、交通事故、公益通報、相続や財産分与、成年後見人制度など多岐にわたっていますが、これまで犯罪被害者等による相談を受けたケースはございません。

しかしながら、今日の複雑な社会情勢の下では、誰もが犯罪被害者となり得る可能性があり、その身体的、精神的、経済的な被害を受けた犯罪被害者とその家族の視点に立った支援・施策が必要となってまいります。

国では、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立し、地方公共団体は国民誰もが犯罪被害者等となる可能性のある今日、地域の状況に応じ、個々の被害者等に沿った支援策とその権利利益の保護に努めなければならないと明記されております。

大分県では、本年4月に大分県被害者等支援推進指針が策定され、被害者等の権利の保障、個々の被害者に応じた支援、切れ目ない支援、そして県民の理解と協力による支援策の4つの基本方針に基づき支援・施策を推進することとなっております。さらには早期の条例化が検討されていると伺っております。よって、大分県の助言を仰ぎながら、犯罪被害者等となられた方が県内どこにお住まいになっても同じような支援・施策が受けられるよう、全ての市町村

で条例化が図られることが望ましいと思われま

今後、大分県を始め、他市町村の動向を注視しながら早期の制定に向け検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 再質問をいたしますが、答弁は不要でございます。

条例制定につきましては、執行部担当課長より早期の制定に向けて検討していただくとの答弁をいただきました。大変ありがとうございました。

実は、本議場の傍聴席にピアサポート大分絆の会代表の佐藤悦子さんが来られております。前向きな答弁をお聞きになって、さぞかしご安心をされていることだと思います。

大分県並びに県下市町村とよく協議を重ね、市町村によって格差の生じない支援が受けられますよう、制定条例に取り組んでいただきますようお願いをいたします。

次に、上水道整備について質問をいたします。

まず1点目は、平成24年度から草地の中の幹線道路あるいは主線道路の下に布設した上水道の連絡管工事ですが、この工事は大村団地と徳久保団地の上水道整備事業の一環であると思っておりますが、この事業の概要についての説明をお願いします。

2点目に、草地地区の上水道整備計画について質問をします。

このことを質問するのは、1点目の質問で言いましたが、草地地区の中で連絡管を布設した道路に隣接した地区の方から、アンケートには回答しましたが、いつから水道が引けるんだろうかと思っている方も少なくないようであります。

現時点での草地地区の上水道整備計画はどのようなになっているのか、お尋ねをします。

○議長（安達 隆君） 上下水道課長、大力雅昭君。

○上下水道課長（大力雅昭君） それでは、上水道整備についてのご質問の内、まず大村団地、徳久保団地連絡管工事の概要についてお答えいたします。

この工事は、国の補助事業である簡易水道統合整備事業により実施している工事であり、経年劣化に伴う既存の簡易水道施設の更新を図り、上水道施設との統合による管理の一体化を目的として、平成24年度に着手をし、国庫補助事業の対象期間内であります平成29年度に完成予定でございます。

主な事業内容につきましては、上水道の連絡管を

美和地区から草地地区を経由して大村団地及び徳久保団地簡易水道へつなぐ布設工事が延長約10キロメートル、また、市内簡易水道5施設のインターネットを活用したクラウド型遠隔監視システムの整備などで、現在までの進捗率は91パーセントでございます。

次に、草地地区の上水道整備計画についてのご質問にお答えいたします。水道整備計画における給水区域の編入には、条例の一部改正や大分県知事の事業認可の手続きが必要となります。

また、水道事業は独立採算を基本とする地方公営企業であるため、計画策定にあたっては、給水しようとする区域の地形や配水本管からの距離、住宅密集の度合い等、費用対効果を勘案しながら区域ごとに判断していく必要がございます。

このような状況を踏まえ、今回、連絡管整備事業では、連絡管布設路線に隣接をした草地地区を始めとする水道未普及地域の自治会をお願いをいたしまして、本事業に着手した平成24年度と第10次水道事業拡張計画の策定年度である本年度において、水道接続に関する地元意向調査を実施いたしました。

その結果では、両年度とも水道希望世帯は数パーセントから十数パーセントと低かったため、今回の第10次水道事業拡張計画における当地域の給水区域拡大は見送りたいと考えているところでございます。

しかしながら、連絡管沿線は住宅密集地域が多く存在し、将来的に給水区域としての高い費用対効果が見込まれることから、今後も地域の水需要を調査し、希望世帯が増加する状況となれば、経営状況を見ながら費用対効果も検証した上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 2点目について再質問をしたいと思っております。

草地地区の上水道整備計画の状況はよくわかりました。草地地区では、ほぼ全てがボーリング井戸での給水であります。私の家でもボーリングです。飲み水には何の影響も感じられませんが、ウェルネス推進課のいうように、ピロリ菌との関係は否定できないと思っております。

また、家庭用の水道機器の故障も水道工事屋さんと言うには、ここの水は金系が多いのでどうしても管がつまりやすいから故障が多いとのこと

また、くみ上げポンプの交換時期も来て、かなり

12月14日

大きなお金がかかってきます。公共の上水道にすれば、一般的な一時的な加入金や引き込み工事金、また使用料もかかってきますので、大変不経済のように思われますが、長く将来のことを考えれば、私は必要不可欠なものと思っております。

そこで質問ですが、水道整備への関心が高まり、希望世帯が増加すれば経営状況の中で費用対効果などを勘案すれば、草地地区の中で具体的にどこの地区が何世帯中何世帯ぐらいの加盟希望数があれば事業が実現することができるのか。あるいは草地地区全体としての取り組みが必要であるのか、また次回、いつの水道工事拡張計画に盛り込んでいただけるのかをあわせてお尋ねをします。

○議長(安達 隆君) 上下水道課長、大力雅昭君。

○上下水道課長(大力雅昭君) 土谷議員の再質問にお答えをいたします。

草地地区の拡張計画を策定するにあたっては、先程ご答弁しましたように地域の現状や費用対効果などを検証しながら計画していく必要がございますので、具体的な地区や世帯数につきましてはこの場でお示しできませんが、事業実施に必要とされる世帯数は、草地地区全体ではなく、これまでの拡張計画時をお願いをしてきました7割程度の同意が必要ではないかと考えているところでございます。

また、計画時期についてのご質問でございますが、連絡管周辺の密集した地域につきましては、今回の拡張計画の変更でも区域編入が可能かとは思っておりますが、草地地区全体への給水となりますと、新たな配水管の整備等で大幅な事業計画の見直しが必要となります。現状では大変難しい状況でありますので、今後、十分な調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 7番、土谷信也君。

○7番(土谷信也君) 最後に、ドクターヘリについて質問をします。

ドクターヘリは、英語ではエアーアンビュランスなどと呼ばれ、まさに空の救急車です。特に、日本では、医師がヘリコプターに乗って患者さんの下へ駆けつけるという点を強調して、ドクターヘリと名づけられ、この呼び名は外国人から見てもわかりやすいと好評だそうであります。

このことによって、治療開始を早めることとなりますので、重体の患者さんの命を取りとめたり、治療までの期間を短縮することができます。従来の地

上救急だけに比べ、救命率は3割以上向上し、完治に、完全に治って社会復帰のできた人は1.5倍に達しているようであります。

そこで、1点目の質問ですが、大分県では平成24年10月1日から運航を開始しているようでございますが、豊後高田市における要請件数は現在どのくらいありましたか。また、ドクターヘリを要請する基準としては誰が、いつ、どのように判断をするのかお尋ねをいたします。

2点目は、ドクターヘリを要請するのには、その患者さんに直接の費用負担がかかるのでしょうか、お尋ねをします。

○議長(安達 隆君) 消防長、榎本久光君。

○消防長(榎本久光君) それでは、ドクターヘリについてのご質問にお答えします。

大分県では、救急搬送時間の短縮による救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的に、平成24年10月1日からドクターヘリを運航しております。

ドクターヘリは、救急医療の専門医が搭乗し、現場等から医療機関に搬送するまでの間、傷病者に救命医療を行うことができる専用ヘリで救急医療体制の強化、災害時の救急援護活動を任務としております。

運航時間は、午前8時30分から日没までとなっておりますが、昼間の有視界飛行による運航をします。天候不良による視界が悪い場合や雨天時には運航中止もございます。

当消防本部のドクターヘリ要請件数につきましては、平成24年10月からの運用開始から平成28年11月末まで、5年間の要請件数は合計62件で、年平均12件程度となっております。

要請の基準及び判断でございますが、消防は119番通報受信時に通報内容が交通事故、高所からの転落による負傷や作業中における手足の切断等重症度が高い場合、当務小隊長と救急救命士は、緊急処置及び緊急搬送の必要性を総合的に判断し、ドクターヘリの出動を要請しております。要請後は、出動した救急救命士とドクターヘリの医師とで無線を利用して傷病者の容体についてお互い情報交換しております。

しかし、救急隊員が傷病者と接触後、軽傷の場合はドクターヘリをキャンセルできるようになっております。また、ドクターヘリによる診察後、傷病程度によっては救急車による管内医療機関への搬送の

事案もございます。

ドクターヘリを要請した場合の費用につきましては、救急車を利用した場合と同様に搬送にかかる患者への費用負担はございません。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） ドクターヘリについて再質問をさせていただきます。

先程1回目の質問で要請基準はどういうことでドクターヘリを要請する判断をするのかということをお尋ねしました。

というのは、昨年末からことしにかけて、草地小学校のグラウンドにドクターヘリが4回も来ました。皆さん、私の知っている人でございましたが、3人が大分医大のほうに運ばれ、一度は空のまま引き返したということでありまして。運ばれた中の1人のおばあさんは次の日に、朝、普通どおり散歩をしております、びっくりして本人に聞いてみたところ、倒れて気は失ったんですが、大したことがなかった、その夜に帰ったということでございます。本当に大事に至らずによかったんですが、先程の答弁で患者への費用はかからないということでございますが、ドクターヘリを要請するにはかなりの運航費用が必要だと思われまして。わざわざ要請する必要があったのかと疑問に感じましたので、質問をするわけでございますが、今言った2つの件で説明ができれば、説明をお願いしたいと思います。

○議長（安達 隆君） 消防長、榎本久光君。

○消防長（榎本久光君） ドクターヘリについての再質問にお答えします。

ドクターヘリを要請した議員さん指摘の2件の事案でございますけれども、1件目のドクターヘリで救急患者を搬送しなかった事案についてでございますが、通報内容は、屋根の修理中に転落したとの第三者からの通報でございました。一般的には、高所から転落事故の場合は身体に大きな損傷の疑いがあることから、ドクターヘリを要請いたしました。傷病者に接触後、腹部の挫傷を確認し、処置し、ドクターヘリ内で医師によるエコー診察を行いまして、近くの病院で処置可能と判断されたために救急車で管内医療機関に搬送したもので、ドクターヘリによる搬送は行いませんでした。

次に、2件目、搬送された方が次の日散歩していたという事案についてでございますが、歩いているときに突然、意識を失ったという第三者の通報でござ

いました。傷病者が意識がなく、反応もないということで、ドクターヘリを要請しました。傷病者に接触後、全く反応がない意識レベルでございましたので、ドクターヘリによる搬送を行ったところでございます。

消防では、救急患者の搬送後の容体は特に確認いたしません、議員が言われるように、次の日散歩をしていたということを開きまして、大事に至らず安堵しているところでございます。

今後も、消防では交通事故、高所からの転落事故等を通報時に重症度が高く緊急処置、緊急搬送が必要と判断した場合はドクターヘリの要請を行いまして、できるだけ多くの救急患者の救命率向上が図れるよう迅速な対応を今後ももってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 2点目の費用について、お尋ねをします。

患者への費用負担はかからないということでございますが、機内で受けた医療に対する医療費は発生するというのを聞いたんですが、どうでしょうか、お尋ねをします。

○議長（安達 隆君） 消防長、榎本久光君。

○消防長（榎本久光君） ドクターヘリでの医療費の再質問でございます。

ドクターヘリ要請後の医療費の負担でございますけれども、救急車による病院への搬送後に医師による診療を受けるのと同様でございます、ドクターヘリ搭乗の医師による診療が開始されれば医療費の請求は発生するものと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 3回目の質問でございます。

最後、答弁は要りません。

市民の生命と財産を守るために昼夜を問わず出動態勢をとっていただいております消防職員の皆さん方に対しまして、感謝と今後のご活躍をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

6番、阿部輝之君の発言を許します。6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） おはようございます。議席番号6番、豊翔会の阿部輝之でございます。今回は、

12月14日

通告に基づきまして、3点について質問いたします。

まず、1点目は災害時の危機管理についてです。

近年、台風、集中豪雨や火山噴火など大規模な自然災害が全国的に多発しております。豪雨災害を想定しての訓練に、浸水しやすい場所に集合した自治会もあったとお聞きしております。このようなことから、災害の状況に応じた避難場所を住民に指導していただきたいと思っております。また、防災マップなども作り直す必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 阿部議員の災害時の危機管理についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、近年の自然災害につきましては、地震は全国各地で頻発しておりますし、台風は大型化し、さらに局地的で短時間の豪雨が年々増加しており、それに伴う洪水や土砂災害など、各地で甚大な被害を及ぼしております。

本市におきましても、防災は市の重要施策と位置づけ、職員の初動体制の確立、ケーブルテレビ網を活用した市民への情報伝達、避難所資機材、備蓄食糧の整備等を進めているところでございます。

また、地域における防災は自助・共助が大変重要でありますことから、洪水ハザードマップと津波ハザードマップを全世帯に配付しております。自治会ごとに自主防災組織を設立していただき、防災研修、訓練等のほか、小学校区単位で大規模な避難訓練も実施しているところでございます。

訓練の際には、地域の危険箇所や一時的に避難する場所、市の指定する避難所までの経路など、住民の皆さんで話し合っていたいただき、それを地図に落とし地区防災マップを作成いただいております。

その中で、議員ご指摘のように洪水ハザードマップと現状の違いがあるようではありますが、当面は現状に即した地区防災マップを利用していただきたいと思っております。

なお、洪水ハザードマップの見直しにつきましては、現在、大分県が実施しております土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を反映させる必要もありますことから、その結果を踏まえて見直しを行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） どうもありがとうございます。

先程の浸水しやすい箇所に集合したというのは、また後でその場所がよくないということで指示があったそうでございます。ありがとうございます。

それから、私たちももっと危機意識を持って取り組みたいと思っております。

それでは、2項目めの廃屋についてお伺いいたします。

市内には、長年にわたり、住む人がなく老朽化した危険な状態で、今にも倒壊しそうな廃屋が見受けられます。

このような老朽危険廃屋に対して、本市では、どのように対処しているのかお聞きいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 廃屋についてのご質問にお答えいたします。

本市の空き家対策につきましては、まずは活用でございまして、空き家バンクなど、移住定住対策で使っていただき家屋の寿命を延ばして空き家をふやさないようにすることでございます。

そして、老朽化した危険空き家等につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、空き家等の状態把握や所有者等を特定し、必要な助言、指導を行っております。

それでも改善が図られず、また倒壊等が著しく保安上危険となる恐れのある状態の危険空き家、いわゆる特定空き家等につきましては、学識経験者等で構成されました空き家等対策協議会の助言、協力をいただきながら助言、命令の判断を行い、必要な措置を講じているところでございます。

所有者等の特定に当たりましては、ほとんどの場合相続ができていないため、相続人の特定に多大な労力を要しており、また相続人に助言、指導を行いましても、所有者や現地のことを知らないという理由などにより相続放棄の手続を行う現状がありまして、そうなってしまいますと対応のしようがありませんので、市といたしましても大変苦慮しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） 再質問を行います。

近年、急速な少子高齢化や経済情勢の変化などにより適切な維持管理が長期間なされずに老朽化が進行して危険な家屋となっているのではないかと思います。市では、空き家バンクなど、活用して家屋の寿命を延ばす取り組み、また所有者の特定など大変

苦慮されていることはよくわかりましたが、近隣住民の生命、財産などを脅かすだけでなく、防災や防犯、衛生、景観の面など、さまざまな弊害を生んでいると思います。

市では、パトロールなどで危険度の判定なども行っていると思いますが、第三者に危害を及ぼす恐れがあったり、建築物などの除去が必要と思われる老朽危険家屋などを把握できていましたらお願いいたします。

また、所有者が空き家を取り壊しやすいよう、解体費用の助成など支援していると思いますが、実情をお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 廃屋についての再質問にお答えいたします。

本市の空き家の総数につきましては、把握しているだけで平成27年12月31日時点で732件で、その内、居住できないという空き家が241件となっております。これらの空き家全てが周囲に危険を及ぼすというわけではございませんが、この内、除却等が必要な特定空き家等が何件あるかは把握できておりません。

また、平成24年度から市に相談のありました空き家の件数は68件ございまして、それに対しまして市から所有者等に対して指導等を行い、現在までに25件の空き家が解体や修繕、立ち木の伐採など、相談に対して対応することができております。

次に、空き家の解体費用に関する問題で、豊後高田市特定空家等除却費補助金についてでございますが、特定空き家等の全てを除却する場合に対象となりまして、建築物の除却工事費に10分の8を乗じた額で、50万円を上限として補助対象経費の3分の2を補助金として交付するものでございます。

補助対象は、全ての特定空き家等が対象ではなく、特定空き家等の内、生活道路や通学路等に面しており、不特定多数の方に被害を及ぼすなど特に危険性が高いものとなっております。

これまでの実績といたしましては、平成25年度に1件を交付しているところではございますが、空き家の所有者等から補助金の活用の相談があった場合につきましては、空き家の状態や周辺への危険性などを考慮し判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） どうも。再々質問をいたします。

空き家が732件、その内、居住不能な空き家が241件だそうですが、建物は必ず朽ちていきます。このまま放置しては、危険な状態になってしまうのではないかと思います。解体を促すための活用しやすい支援をお願いしたいと思います。

それから、建築資材の落下、そして今にも隣家に向かって倒れ掛かりそうな危険家屋があります。その家は瓦など飛散してくるので、隣接する雨戸はいつも閉めたままです。また、危険な家屋と隣接する部屋は使用するのが怖くて物置状態だそうです。地震や台風などで倒壊すれば生命にもかかわることなので、所有者と思われる人と交渉も試みたのですが、なかなか前に進まない。進まないどころか、「相続放棄をしているので、好きなようにしてくれ」と言われるそうです。仮に、相続を放棄していた場合、管理者は誰になるのでしょうか。法律に関する質問は本意ではありませんが、現実の悩みですでお尋ねします。

宇佐市四日市では、通学路に面した廃屋を自治会が危険家屋と判断し、子どもたちの命を守るため除去した例や、別府市の行政代執行の例などありますが、本市でも行政代執行も踏まえた行政指導をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 廃屋についての再々質問にお答えいたします。

相続放棄を行った後の廃屋の管理につきましては、相続人全員が放棄を行ったとしても、新たに財産の管理を始めるものがあらわれるまでは相続財産を管理する責任が残ることになると民法に規定されております。

しかしながら、現実的には管理していないという実態がありまして、全国的にも対応に苦慮しているようでございます。

次に、行政代執行を踏まえた行政指導についてお答えします。

特別措置法では、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等につきましては、必要な措置を講ずることが求められております。

また、特定空き家等の所有者等が命令に係る措置を履行しないとき、または履行しても充分でないとき、または履行してもその期限までに完了する見込みがないときは行政代執行法の定めるところに従い、代執行できると規定されております。

議員ご案内のように、昨今では相続人が相続放棄

12月14日

を行い、管理義務を履行しない実態もございますので、市といたしましても代執行の検討を始めているところでございます。

代執行の実施に当たりましては、想定されるさまざまな要因と問題点を考慮しつつ総合的に判断し、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） どうもありがとうございます。本当に困っている人がありますから、よろしくお願いいたします。

それでは、3項目めの学校における危機管理についてです。

まず、子どもへの犯罪行為に対してです。子どもたちの周りには、交通事故を始め、さまざまな危険があると思いますが、今回は不審者の侵入などによる犯罪行為に対して、どのような危機意識を持って取り組んでいるのか、お尋ねします。

2点目に、東日本大震災では、石巻市で教職員が伴いながらも多くの児童が津波の犠牲になりました。そして、先月22日早朝に発生した福島沖地震では、あの3・11の記憶があったにもかかわらず、車の渋滞などが起きて、必ずしも教訓は十分に活かされていないのではないでしょうか。

そのような中、自然災害に対して防災教育はどのように行っているのかお尋ねします。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） まず、阿部議員の子どもへの犯罪行為に対しての危機管理についてお答えをいたします。

登下校時や校内に侵入した不審者に対しまして、さまざまな場面を想定し、ときには刺股なども使用した訓練を行い、安全に対する意識と行動を高めているところでございます。

各学校におきましては、学校保健安全法に基づきまして、児童生徒の生活安全、交通安全、災害安全の3つの安全を確保するため、危機管理マニュアルと学校安全計画を作成をしているところであります。

年間指導計画に基づいた学習や訓練を実施するとともに検証、改善、評価などを行いながら学校や地域の実情にあった計画になるように心がけておるところでございます。

今後とも教育活動全体を通してさまざまな安全教育に取り組みまして、自分の命は自分で守るという意識を基本にして、低学年の児童への共助の精神を

養うということも含めた行動が身につけられるように指導していきたいと考えておるところでございます。

次に、地震などの自然災害に対しての防災教育についてでございます。

防災教育の取り組みにつきましては、全ての小中学校におきまして、火災、地震、津波、風水害などの自然災害に対する避難訓練を実施するとともに、事前及び事後学習に災害に対する知識や災害時に安全に避難する行動につきまして、教育課程の中に位置づけ学習をしておるところでございます。

今後とも、児童生徒が災害についての基礎的な知識を身につけ、災害に直面したときには自分で判断し、主体的に行動できる実践力を育むとともに、お互いに助け合うという共助の精神をも育み、防災教育の充実に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） 再質問を行います。

子どもたちの生命や心身に被害をもたらすさまざまな危険を防止し、万が一、事件、事故が発生した場合、被害を最小限に抑えるための対処が必要と思います。市内の学校の校門はほとんどが無施錠だと思いますが、不審者の侵入や通学路などで不審者による子どもたちへの犯罪行為は危機管理としてはとても大事なことだと思います。

インターネットの動画を見ますと、刺股を使った訓練の様子などを見ることもできますが、先生と犯人役が格闘している様子を子どもたちはおもしろそうに見て、先生の応援をしたりしているのもあります。こんなのは訓練ではないと思います。いち早く子どもたちを現場から避難させるべきはずですが、市内の訓練の様子をお聞かせください。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、阿部議員の再質問にお答えいたします。

学校では、不審者に遭遇した場合を想定して、発達段階に応じた防犯訓練や防犯教室等を警察などの関連機関と連携しながら実施をしております。

まず、学校への不審者の侵入対策につきましては、来訪者の身元を確認し、来訪者に必ず声をかけるなどの対応をしております。

また、保護者、地域の方々には、地域全体で子ど



もを守るという趣旨をもとに、地域に学校を開放しているところでもあります。万が一、不審者が学校へ侵入した場合は、子どもの安全を最優先に考え、避難経路への誘導を速やかに行うこと、複数で対応すること、また刺股等で防御すること、そして、警察に速やかに連絡することなど、組織的に対応するよう指導しております。

次に、登下校での不審者対応ですが、登下校の時は必ず複数で行動すること、万が一不審者に遭遇した場合は近所に駆け込み助けを求めること、不審者の特徴や自動車のナンバー、車種等を覚えておくこと、学校や警察に速やかに連絡することなどを指導しております。

あわせて、日ごろから危機意識を持ち、命の大切さについてしっかりと身につけさせるよう指導しているところでもあります。

また、子どもたちの安全には家庭や地域の協力が不可欠であります。

通学路では、見守りにスクールガードを始めとする地域の方々に協力をいただいております。

今後とも、学校、家庭、地域が一体となり子どもの安全対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） ありがとうございます。

それでは、自然災害に対する防災教育について再質問を行います。

先日、機会がありましたので、市内のある小学校の防災訓練に立ち合わせてもらいました。地震が発生し、机の下にもぐり、揺れの治まるのを待って、調理室より出火したと想定した訓練でしたが、子どもたちも危機感を持ってとても機敏に移動していました。

その中で、私が気づいたことは、頭など防護するものがなかったことです。地震で校舎の壁やガラスなど落下する恐れのあることも想定して訓練したほうがよいのではないかと思いました。とても校舎から運動場に出るときに危険ではないかと思いました。

この訓練は、地震と火災を想定した訓練で津波は想定していませんでしたが、香々地小学校や真玉中学校、呉崎小学校など、特に海拔の低い学校では津波に対してどのような訓練をしているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、阿部議員の再質問にお答えいたします。

各学校では、安全確保、避難方法、教職員の役割など具体的に定めた地震、津波を想定した避難訓練を実施しております。

地震による大規模災害に対しましては、津波を想定した二次避難場所も計画の中に位置づけ、避難経路についても確認をしております。特に先程、議員からのご指摘もありました海拔の低い香々地小学校、真玉中学校、呉崎小学校につきましては、避難場所への迅速な移動のために避難場所や避難経路の検証、移動方法の工夫などを行いながら訓練を重ねております。

このような訓練を計画的に実施することで児童生徒に津波の際の避難方法を身につけさせております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） ありがとうございます。

特に答弁は求めませんが、以上の3校とも国道を渡って避難しなくてはならないと思います。津波警報が出されると人も車もパニック状態でとても危険だと思います。その点を考慮して訓練していただけたらと思います。

質問を終わります。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 先程の私の答弁の中で、済いません、言い間違えがございました。自主防災組織を自主防衛組織と言ってしまうので、正しくは自主防災組織でございます。大変失礼しました。おわび申し上げます。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。5番、井ノ口憲治君の発言を許します。5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 議席番号5番の井ノ口憲治でございます。市長におかれましては、18年4カ月という長きにわたり、豊後高田市の振興、発展のため、日夜をわかつたぬご尽力をいただき、おかげをもちまして、この豊後高田市も全国に名をはせる昭和の町としてよみがえりました。この18年間の市政運営に当たりましては、私たちでは、はかり知れない多くのご苦労があったことと思っております。ここまで

12月14日

仕上げていただいたことに深甚なる感謝を申し上げ、これからの豊後高田市のさらなる発展のため、今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。私たちも後を引き継ぎ、一生懸命取り組んでいく覚悟でございます。

さて、先日田染荘の千年のきらめきに行ってきました。大変幻想的で、幽玄の世界にひたるような光景でございました。皆さんの声も大変好評のようでございます。そして、長崎鼻のパーフェクトビーチとしての整備費も今回計上されており、豊後高田市の魅力である海と山、そして田園風景を生かした、すばらしい取り組みができていますと、これからの豊後高田市の魅力アップに胸ふくらんでいる今日でございます。栗嶋公園も整備され、恋叶ロードには、超小型のモビリティが走り、想像しただけでも恋がかないようなロケーションができました。

そこで先日、最近の様子はどうかというところで栗嶋公園に行ってきました。金曜日の午後2時過ぎでございましたが、余り観光客もなく、ちょっと寂しいなという感じがしておりましたら、その内にカップルや観光客が少しずつ見え、大型の観光バスも来ました。

ちょうどその時に、四、五人の市内の年配の方がいましたが、「公園内に案内板がないので、もうこの駐車場付近だけを見て、そしてすつと帰るんだえ」といったようなお話をいただきました。

ちょうど栗嶋公園のところは、今階段の整備をしていたりしていますが、そちらの栗嶋公園は「昔、女の神様といわれておって、子どもができないときにお参りをしていた、私たちもお参りをしていたよ」といったようなお話もいただいたところであります。

そこで、栗嶋公園について7点にわたって質問をいたします。

1点目は、今栗嶋神社までおりの階段を整備しているが、公園の全容がわかる案内板を設置したらと思いますが、ご意見をお聞きいたしたいと思います。

2点目は、昨年でございますが、栗嶋様が整備をされると言いましたら、「あそこに願かけの恋がかなうような、何かハートマークでもいいですが、2人で一緒にボンと海のほうを向かってその輪をくぐったら願がかなうよといったような、楽しそうなのをしたらいいんですがね」といったようなお声をいただいています。ちょうど宮崎県の青島に行く機会がございましたので、青島に行きますと、素焼きの皿をちょっと投げる余り魅力はなかったですが願かけ

のがあります。

そして先般、香川県の高松市、香川県に源氏と平家が戦った屋島の戦いで戦った屋島がございますが、そこに行きますと、かわらけ投げ、杯のような素焼きのものを遠くに飛ばす願かけというか、そういう言い伝えがあつて、そういうかわらけ投げというのがございました。

この前行ったときに、私も駐車場付近までしか今まで行ったことなかったもので、ずっと栗嶋様の下のほうまでおりて見てみましたが、今愛鍵というんですかね、愛鍵といつて二人で愛を固く閉めるという離れないという鍵がかかっていたから、これもなかなかいいアイデアだなというように思いましたが、そういう声もいただきましたので、一つのアイデアとしてお聞きをさせていただくとありがたいなと思っています。

そして、4月にことし釜山に行きましたら、ちょうど愛鍵と似たようなのがありまして、世界的にそういうのが、今はやっているんだなというように思ったところでもあります。

3点目は、アサギマダラが飛来するように、フジバカマを植えたらどうかという声が寄せられました。アサギマダラというのを、私も余りよく知りませんが、約2,000キロ、距離でいいますと、日本列島の長さを飛ぶ、日本で唯一の蝶のようでございます。この近所では姫島に南のほうから5月から6月末にかけて飛んで来て、そして、遠くは長野県のほうまで、今飛んでいくという追跡調査の結果が出ております。

私も昨年、アサギマダラを見に行つてまいりましたが、非常にきれいな蝶で、新聞やテレビでも報道されましたから、たくさんの方が見に来ていました。

栗嶋公園は今、上に菜の花が植わって、春は大変きれいな景色ですし、桜の木が植わって、そして今、ナデシコずっとのり面で植えていますから、非常にきれいな春にはきれいな環境になっていますが、そこにアサギマダラも植えて、そして、アサギマダラを植えてじゃなかったフジバカマを植えて、アサギマダラが飛んで来るようにしたら、さらに魅力が高まっていいのになというように声もいただきましたのでご紹介をしておきます。

それから、4点目は、恋叶ロードに来て結婚が成就をしたカップルは、今までに何組あるのかというのをお聞きしたいと思います。この前、鬼サミットがありましたときに、四国でしたか、どっかのところは1組カップルができましたといったような報告

もありましたが、そういうこともひとつムードがあったのかなという思ったところでもあります。

5点目は、恋叶ロードに来て、結婚が成就したカップルには報告をしてもらい、結婚祝い品として高田の産物をプレゼントし、今何組結婚ができたよ、恋がかなったよといったような表示を駐車場付近のところになると、今1組できたのかな、またしばらくして行ってみると3組ができていたといったような変化がわかって楽しいのかなと、そういう意味でひとつ恋叶ロードの見える化ということをしたら、雰囲気が上がっていいのかなというように思います。

6点目は、超小型のモビリティに恋人同士で乗って、恋叶ロードを走るのも、非常に想像してただけでも心がはずみ、うきうきしてきますが、今までに何人ぐらいの利用客があったのかなという点をお聞きをしたいと思います。

7点目に真玉トンネルにもっと恋がかなう、思い出に残る絵をたくさん描いたらどうかという声が寄せられました。そこで私も行ってみました。行ってみまして、駐車場がなかったの、どうしようかなと思ひまして、真玉中学校のトンネルの入り口のところに少しスペースがありますので、そこを一人で歩いてみました。本当は美しい彼女と歩いてみると、その雰囲気はさらにわかってよかったのかと思ひますが、一人で歩いてみました。そうして一人で歩いてみますと、どこに絵を描いてるのかなというように思いながらずっと歩いて、結構一人で歩くと、トンネルの距離が長くて、そしてずっと歩いて、少々歩きまして、出口になったら5つの絵が描かれておりました。ですから、せっかく恋叶トンネルというようにいい着想でして取り組んでおるので、もっとトンネルのところにいろんなそういう恋がかなうような、かなったような、そういうムードが高まるような絵も募集したらいいなと。

そして12月の市報見ましたら、そういうような趣旨の応募もしていましたが、そういうようなこともございます。高校生によるかわいいハートマークとかいったようなのが今書かれていました。そして、駐車場がもう一つないというのと、通っているときにちょっとさみしいので、童謡等の音楽もあわい童謡等の音楽も流れて、そしてそのような感じで恋叶トンネルとしての魅力アップができればいいなというように感じたところでございます。

竹田から久住のほうずっと行きますと、道路急に荒城の月が鳴り出したりします、何かなと思ひまし

たら、道路を車が通りましたら荒城の月が鳴るといったようなのもできていますから、いろいろ取り組みばできないこともないのではないかなというように感じたところであります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） まず、身に余るおことばいただきましてありがとうございます。

それでは、私から、恋叶ロードと栗嶋公園の整備についてのご質問にお答えいたします。

昭和の町から長崎鼻までの国道213号線の沿線20キロを、平成25年に恋叶ロードと命名いたしました。新たな豊後高田市の観光名所として、さまざまな整備や取り組みを行っておるところでございます。その一つとして2月13日を豊後高田市恋叶ロードの日、そしてまた、恋叶ロード全体を恋人の聖地として、それぞれ登録認定を受けました。栗嶋公園の整備完了とカフェ&キッチン結のオープンにあわせまして、ことし2月13日にリニューアルイベントを開催いたしました。

その後も、超小型モビリティの導入や、壁画などの整備を行いまして、真玉海岸のすばらしい夕日とともに、メディアにも取り上げていただいたこともあり、若者を中心に多くの方にお越しいただいております。

議員には、恋叶ロードや栗嶋公園への誘客に向けた楽しいご提案をいただきましてありがとうございます。現在、地方創生包括協定を締結しております大分銀行さんのご協力いただきまして、若い行員さんを対象として、恋叶ロード誘客に向けたアンケートを実施しておりますので、議員のご提案も含めまして検討してまいりたいと思ひます。

議員からご提案いただきました案内板につきましては、栗嶋公園から突端にある神社までの遠路整備に、先程の議員からのお話がありましたけど、そしてまた公園内、樹木の植栽等の整備が完了してから園内全体を散策していただくように、案内板を設置したいと思ひているところでございます。

また、遊びの要素を取り入れて、楽しんでいただくために、議員ご指摘の趣旨と同趣旨の石を投げて恋愛成就の祈願をするような仕掛けづくりを、今準備しているところでございます。

今後とも、多くの皆さんのご意見を参考にしながら、恋叶ロードの魅力アップを図っていきますので、引き続きご支援をお願いしたいと思います。

12月14日

その他詳細につきましては、担当課長に答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長(安達 隆君) 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長(藤重深雪君) 私から、恋叶ロードのご質問についてお答えをいたします。

電気自動車であります超小型モビリティをチームラボギャラリー真玉海岸の入館者特典といたしまして、7月18日から貸し出しを行っており、11月末時点で252名の方にご利用をいただいております。

ご利用いただいた方からは、風が気持ちよかった、楽しかったとのご意見をいただいておりますし、ガルウィングなどの魅力的なフォームと、かわいらしいラッピングの超小型モビリティを多くの方にSNSなどでも情報発信していただいております。

次に、恋叶トンネルについてでございます。昨年度、真玉人道トンネルに壁画を5作品制作いたしまして、恋叶トンネルと名づけ、駐車場も真玉庁舎に準備させていただきました。制作にあたりましては、恋叶ロードのイメージに合い、人と壁画が一体となることで、楽しい写真がとれるようなデザインをインターネットなども活用して募集いたしました。

その結果、遠くは福島や東京からも応募があり、完成した作品はSNSや多くのメディアにも取り上げられまして、恋叶ロードを全国にPRできておりますし、観光客はもとより、地域の方々からもトンネルの中が明るくなった、楽しく歩くことができるようになったとのご意見もいただいております。

本年度も、12月20日まで5作品を募集しております。昨年度同様に高田高校美術部の皆さんに制作をお願いいたしております。人道トンネルということで、いろいろな制限もございますので、関係者のご理解、ご協力をいただきまして、新しい観光名所としての魅力アップに努めてまいりたいと思っております。

このほかにも、昭和の町、真玉海岸、粟嶋公園、長崎鼻に写真をとりたいような大型のフォトフレーム、真玉海岸に人気画家フランキーの壁画を整備いたしました。

さらに、年度末までには路線バスのラッピングや、バス停看板の魅力アップ、車の中から映画を楽しむドライブインシアターの開催、長崎鼻に新たなアート作品の設置などを行うことといたしております。

恋叶ロードにお越しになって、結婚が成就したというお話を聞くことはございますが、カップルの数は把握しておりません。

今後におきましては、先程市長からもご答弁申し上げましたように、皆様のご意見をお伺いしながら、情報拡散力の高いSNSで若い方々が話題にしたくなるような、仕掛けづくりを積極的に行うことによりまして、恋叶ロードにお越しただいて、1組でも多くのカップルが生まれるように、楽しく時間を過ごしていただけるような取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 5番、井ノ口憲治君。

○5番(井ノ口憲治君) ありがとうございます。私も婚活のメンバーにさせていただいておりますが、なかなかいいお世話ができなくて大変恐縮しておりますが、大変、人と人を一緒にするというのは大変難しいことですが、こういう取り組みの難しい取り組みの中で、またムードも高まり、市民の皆さんも非常に興味を持っていただきすれば、大変いいなというふうに思っております。

このように、この粟嶋公園につきましては、多くの意見が寄せられてましたので、市民の皆さんもそれだけ粟嶋公園のこういうような公園になったらいいなという関心も多く持たれている証拠だと思しますので、ぜひ、この豊後高田市の恋叶ロードに来ると多くのカップルが誕生したよと言われるような、夢のふくらむ恋叶ロードにさせていただきたいと思っております。

2点目の質問に入ります。市内出身で県外に在住している私の友達もたくさん来ますが、そばの試食会ということで、大変言いにくい質問でございますが、そばの試食会は、テレビや新聞で多く報道されますから、市長がおいしく秋そばができて、非常にいいでできたといったようにしておいしく召し上がっているのをテレビでよく見ますし、それが大きな宣伝効果になって、解禁の日から、私が知っているのは、大分のほうからわざわざ高田のそばを食べに来るといったような方もございます。大変好評であります。

そういう意味で、より高田のそばがそばどころというのも何軒かの店がございまして、そういう店がそれなりの、その店なりの魅力を出して、私の店のそばはといったようなブランド努力を磨いていることだと思います。

そこで、そばの試食会は、いつも同じような方が、もう何年もずっとしているのも、もう少しこの辺で一般公募をしたり、何かしたりして、斬新な試食会

ができないかというのが1点目でございます。別に悪く言っておるわけでもございません。それであしからずお聞きをください。

2番目は、ミシュランのように評価を入れて、いい競争をして、ブランド力を高めたらどうか。私もくわしくは知りませんが、ミシュランを調べてみますと、三ツ星であつたりとかいったような中で、いろいろ味を競い合うといったようなことのようにあります。ホテルは、三ツ星があつたり四ツ星があつたり五ツ星というのがありますが、それは国際的だとか、日本全国的だとかいったような取り組みになっていますが、そういう一つは言ってくれた方の意見ですと、そういうふうにして、さらに高田のこの店のそば、これがおいしい、私とこの店はこれがおいしいんだよといったような、何か、そういうそばにしていだきたいという希望を兼ねての質問でございます。

以上でございます。

**○議長（安達 隆君）** 農業ブランド推進課長、吉止勝幸君。

**○農業ブランド推進課長（吉止勝幸君）** それでは、議員のそば試食会についてのご質問にお答えをいたします。

本市のそば試食会は、毎年、春と秋の2回、豊後高田そば生産組合の主催で実施されております。そば試食会の翌日が、新そばの解禁日であることから、広くメディアに取り上げていただくことが大きな目的であり、そば認定店では、毎回試食会の翌日から行列ができるなど、効果も大きいものと感じているところです。

議員ご質問の新しい形でできないかということ、あるいは、一般の人たちを入れたらどうかということでございますけれども、過去、平成26年度の春そばの試食会の際に公募いたしました。申し込み者は1名で、その方も最終的にはキャンセルとなり、試食会の開催に支障を来したというふうになっております。

いずれにしても、試食会の主催は、豊後高田そば生産組合であることから、今後の試食会の開催方法につきましては、今回のご意見を踏まえ、十分協議して実施してまいりたいと考えております。

次に、ミシュランのような評価を入れて、ブランド力を高めたらどうかということですが、ご案内のとおり、豊後高田そばは、これまで6次産業のトップランナーとして生産者、生産組合、そば認

定店など関係者一体となって盛り上げてきた経過がございます。

このようなことから、ミシュランのようにそば店に順位をつけることより、むしろそれぞれの店の特徴を広く情報発信することが望ましいというふうにご考えているところでございます。

これまでも、そば認定店12店舗の特徴と写真を織り込んだパンフレットを作成しておりますが、今後ともより効果的な情報発信によるブランド力の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（安達 隆君）** 5番、井ノ口憲治君。

**○5番（井ノ口憲治君）** ありがとうございます。

今、吉止課長からご答弁ございましたが、平成26年に公募をして1名あつて、キャンセルになったということでございます。それから2年ほどたちまして、それからかなり高田のそばも、この二、三年間の間にわりと市内外に知れ渡って、高田のそばがおいしいといつて食べに来る人が多くなったというように感じていますから、その当時の募集の仕方とは違って、また新しい方法で工夫をこらした募集をすると、これは断り切れないぐらいの人が応募してくるんじゃないかなというように、私は思っております。ぜひ何か新しい斬新なアイデアを出して取り組んでいただいたらと言うように思っております。

そして、各店の私の店の味というようなパンフレットもつくってわかりやすくしていただいているということで、ここまで豊後高田そばというようにブランド力が出てきましたので、さらに上がっていくようにご尽力もいただいたらというように思っています。

私も、暇でしたから、点々と所々行ってみますと、そばというのは全国各地に結構あります。高松行きますとうどん県高松といつて、うどん県香川ですかね、高松といつて、売り出していますし、そういう意味でいろんな全国各地にあるそばに負けないように、さらに味を磨き上げていただけるといいなというように思っておりますのでございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（安達 隆君）** しばらく休憩します。午後の会議は13時に再開をいたします。

午前11時27分 休憩

12月14日

午後1時0分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、安達かずみ君の発言を許します。1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） こんにちは、議席番号1番の公明党の安達かずみです。通告にしたがい、質問させていただきます。

11月に宮崎県都城市に笹サイレージの視察に行きました。竹を切ってパウダー状に粉碎して糖蜜を混ぜてラッピングし、40日間乳酸加工させるとでき上がりです。牛や豚の飼料としても肉質や味が高く評価されていますが、土壌改良の有機肥料としても作物の根張り、生育の向上、収穫量の増加などの効果が出ています。

大分県は、竹林面積の多い県としては全国で2位、放竹林の対策にも頭を痛めているところだと思います。この笹サイレージを取り入れれば、竹害の解消にもつながっていくと思えました。ぜひ一度、お隣の県ですので、関係課の視察をしていただいて、導入を検討していただく価値があると思うのですがいかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、吉止勝幸君。

○農業ブランド推進課長（吉止勝幸君） それでは、議員の笹サイレージに関するご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本市の荒廃した竹林につきましても、環境を損ねるだけでなく土砂災害の誘発や、農地への進入による農業生産活動に及ぼす影響が懸念されております。

このようなことから、本市ではこれまで竹林整備事業を実施し、生い茂った竹を間伐し、環境改善を図るとともに、森林組合に木材粉碎処理機等導入し、粉碎した竹の竹林への還元や、竹パウダーと生ごみの堆肥化、いわゆる段ボールコンポストの取り組みを推進してきたところです。

また、地元食品加工企業とも連携し、整備した竹林のタケノコ生産振興を進めることで、竹林の環境維持にも努めております。

今回、安達議員から提案があった笹サイレージにつきましても、大変興味のある内容で、有効な対策と考えられますが、多額の投資を伴うことや需要や生産供給体制、費用対効果などの検証も必要である

ことから、早速情報を入手し、情報の分析や実現性などについて検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 私は、職員を派遣して調査研究することを現地へ派遣して、調査研究することを、ぜひお勧めしますがいかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、吉止勝幸君。

○農業ブランド推進課長（吉止勝幸君） それでは、議員の再質問にお答えいたします。

先程も少し触れましたけれども、さまざまな検証を行う上で、現地に行かなければ見えないもの、わからないこともあると存じ上げます。まずは、検証の中で、課題を整理した上で、現地にも調査に伺いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次の質問ですが、若い人が就職を決め、住む場所を豊後高田市にと思ってもらうための現在のサービスを教えてください。

○議長（安達 隆君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） 安達議員の若者の定住対策に関してお答えいたします。

まず、若い世代の定住人口をふやすためには、何より若者が安心して働くことができる雇用の場の確保が必要であると考え、これまで大分北部中核工業団地を中心とした企業誘致に積極的に取り組む中、雇用の創出に努めてきたところです。そして、この方々に、豊後高田市に住んでいただくため、住む場所の確保に向けての支援策を進めております。

まず、県の職員住宅を安く購入し改修した新婚さん専用の市営住宅ハピネス・ステージや、子育て世帯向けの菜園つき戸建て住宅住まいるハウス、そして民間のノウハウを活用したPFI事業により、子育て支援住宅エミール城台等を整備する新婚さんや子育て世帯に特化した、安価で優良な住宅を市において整備してまいりました。

また、民間の物件については、市内事業者に勤務し、市外に居住する方が市内に転入し、賃貸住宅に入居した場合、家賃応援金を差し上げるムーブイン

就労家賃応援金や、賃貸住宅の質向上に向け、家賃減額をすることを条件に空き家物件の改修費の一部を助成する生活応援住宅リフォーム事業補助金などを整備し、この両事業つきましては、本年度からそれぞれ支援の拡充も図っているところです。

ほかに、先程の生活応援住宅に新婚世帯や子育て世帯が入居した場合の家賃応援金や、国の交付金を活用し、低所得の若者が結婚生活を始めるまでの初期段階の費用支援なども整備をしております。

本市に移住されてくる方々の内、若い世代の方々も非常に多くなってきております。若い世代に向けた住宅整備や家賃補助、そして家賃を下げてもらうための支援なども、その要因とは考えておりますが、やはりこれまで取り組んできた、安心して子どもを産み育てることができる、子育てしやすいまちづくりや、学びの21世紀塾を柱とした教育のまちづくりの推進なども大きいと考えております。

今後とも若い方々にとって、必要な場面で必要な支援が充実しているまちとして本市を選んでいただけるように市を挙げて若者の定住促進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） お伺いして、本当によく工夫されているなと思いました。ただ、学校を卒業したばかりの独身の人は、やはり都会のほうが給料が高いので、都会で働いている人が給料が安い中で、しかも不便なところに来てよかったと思ってもらえるメリットをもう少し考えられないでしょうか。

単身で住む場合、家賃は都会と余り変わりません。家賃の補助を出すとか、都会にあるようなおしゃれなシェアハウスを工業団地の近くにつくって、1人1万円ぐらいで住めるようにするとか、奨学金の返済が大変なので田舎には帰れないという人もいます。宇佐市では、10年以上そこに住む、年収は300万円以下などの条件つきで、その年の支払い証明があれば、半額を市が出すという奨学金返還支援事業が始まりました。ぜひ、さらなる工夫をお考えいただきたいと思います。

次に、ヘルプカードのことを質問します。難聴や内部障がい、心臓、呼吸、腎臓、膀胱、直腸などの機能障がいなど、外見だけでは識別できない人が周囲に支援を求める際に使えるヘルプカードの導入を提案いたします。

このカードは、利用者が事前に人工透析をしてい

ますとか、コミュニケーションが苦手ですなど持病の詳細や配慮事項などを記入し、緊急時や災害時だけでなく、日常生活において支援が必要な場合で提示するものです。本市でもこの配付導入をお考えいただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） ヘルプカードについてのご質問にお答えします。

議員ご提案のように、ヘルプカードの導入につきましては、外見では不自由や障がいに気づかれにくい方が周囲の方へ援助を求める際には、有効な手段であると思います。

また、取り組みを推進するに当たっては、ヘルプカードの提示を受けた方が、その趣旨を十分理解し、声をかけるなどの思いやりの行動をしていただくことで効果が得られると思います。

そのため、ヘルプカードの取り組みは一市町村で実施するよりも、県下全体で実施するほうがより効果的でありますので、先般開催されました県下14市福祉事務所長会議において、大分県に対し、県下全体で取り組むよう要望したところであります。

大分県もヘルプカードの有効性については十分理解を示していただいておりますが、携帯することにより、障がいの有無が明らかになることで、何らかの犯罪に巻き込まれる恐れもあるという議論もことから、すでに実施されている他県の取り組み状況等を注視しながら、前向きに検討していくということをお伺いしております。

今後も、大分県や各市とも連携を図りながら、県下全体で取り組めるよう協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 今、私は手話を習っているんですけども、講師で来ていただいている聾の先生は、ほとんどどこに障がいがあるのかわかりません。なので、本当にこのヘルプカードっていうのがあると、こないだもその先生が別府から来られたんですけど、中央公民館に来るのに、ちょうど工事中だったのでナビが全然同じところばかりを指して、相当迷ったって言ってんですけど、結局誰にも聞けないわけですね、迷ってるからどこに行ったらいいか教えてくれるっていう。そういう場合にやはりヘルプカードがあるといいんだらうなって思いました。ぜひ、大分県で取り組んでいただけるといいなと思

います。

それでは、次の質問ですけれども、4番の4番から質問の7番までは、担当課がウェルネス推進課です。一括質問をさせていただきます。

ことしから本市で献血の際に献血会場に骨髄バンク登録の説明をしてくださる方が来られています。私は残念ながら年齢が適合しなかったんですが、白血病などの白血球がつかれなくなる病気の人が、それをつくる造血幹細胞を移植することが有効です。それは兄弟でも適合することがまれなので、適合する造血幹細胞を見つけなくてはなりません。それが骨髄バンクです。ここに登録する人が多くなければ、白血病の方などの人たちは、大変いつまでも病気が治らなくて大変な思いをするわけです。その登録者も年々減っているそうです。

また登録している人が年をとってもその数は減っていきます。54歳までの健康な人が対象ですので、働き盛りの人になります。もし、適合して提供してもらいたいと言われたら、その施術のため、最低でも二、三日の入院が必要です。この入院している期間、仕事を休まなくてはならないので、大分市、中津市では休業補償を行っています。一人でも多くの提供者をつくるために、本市でも休業補償を考えていただきたいのですがいかがでしょうか。

次に、産後うつについてですが、産後うつは10人に1人になると言われ、来年度から検診費用の助成が行われますが、本市でも現在の取り組みと来年度からの計画があれば教えてください。

次は、ロタウイルスワクチン接種の助成についてです。公明党大分県女性局では、39回目の知事要望を行ったところです。その中には、毎年中学までの医療費の無料化は入っています。でも、この中津市民病院を中心とする本市では、例外だなと私は感じています。

だからこそ、できるだけ子どもが病院に行かないで済むようにする工夫として、中津市ではロタウイルスのワクチン接種を助成しています。発熱、下痢、嘔吐などの症状が出るのですが、中津市がロタのワクチン助成を始めたこともあって、最近では市民病院の受診も減ったそうです。やはり予防の効果だと市民病院の小児科の先生が言われていたそうです。来年度から、宇佐市も取り組むようです。足並みをそろえて本市もするべきだと思うのですがいかがでしょうか。

次に、がん患者のケアについてです。がんの早期

発見、早期治療に対しての啓発には力を入れていますが、がんが発見され、治療中の人のケアは本市では行われていないと思います。男性は3人に2人、女性は2人に1人ががんになる時代です。私の周りにもがんの治療中の方がたくさんいらっしゃいます。

先日、大分市の病院で開催されたがんサロンに参加させていただきました。退院後1人で誰にも相談できず、不安と心配で苦しんでいた体験もお聞きしました。その人たちが月に1度とか2度集まって、自分の苦しい思いとか吐き出して、それをまた皆さん同じがん患者さんたちが集っているようなアドバイスをしたり、体験をまた聞いたり、そういうサロンです。

こういうサロンが近くにあればいいのですけれども、豊後高田市ではないと思います。がん患者の支援センターは、がん診療連携拠点病院に設置され、現在全国に400カ所あるそうです。本市の市民ががんになった場合、中津か別府、大分、福岡県などの病院で治療を受けることになるので、そのような支援センターはもちろん、診察を受ける病院も遠いわけです。行政でがん患者の相談、支援を何か考えていただけないでしょうか。

以上です。

○議長（安達 隆君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） まず、骨髄バンクの提供者に対する助成についてお答えします。

骨髄バンク制度によりまして、議員がおっしゃったように、実際にドナー登録者が移植を行う際には入院等に要する期間の休業補償がないということから、移植をためらう方もいるとお聞きしております。

平成28年度6月議会で、甲斐議員さんから同様のご質問をいただきましたので、このような状況を改善するため、骨髄ドナー助成についての要望を県に行っているとご答弁申し上げております。

市といたしましては、骨髄提供が可能な年齢が54歳までであるということと、働き盛りの年齢であるということから、今後骨髄ドナーをふやして骨髄移植を行いやすくするという観点から、休業補償制度について、前向きに検討しているところでございます。また、県の方も助成制度を今検討していると伺っております。

続きまして、産後うつに対する助成についてお答えいたします。出産後の母親が育児への不安等によ



り、精神的に不安定になる産後うつは、深刻化すれば虐待や育児放棄につながる恐れがあり本市では、その兆しを早目に見つけ、支援をし、予防に努めているところでございます。

まず、妊娠の届け出には保健師が対応し、体調や精神的な不安が見られる方には相談をお受けしております。お子さんが産まれた後には、早目に全員のご家庭を保健師などが訪問をしまして、気になる方にはそこで具体的にアドバイスを行っております。

妊婦健診の時に、育児への不安を訴える方がいらっしゃった場合には、産婦人科や小児科と連携をして、出産前から小児科医師の保健指導を受けられる事業にも取り組んでおりまして、市と情報共有して連携をして支援を行っております。

また、本市では、近年核家族化が進んでいることから、育児の孤立化による母親の不安、負担感を軽減する対策としまして、NPO法人アンジュ・ママンを設立し、花っこルームを拠点に妊産婦さんや子育て中の方が交流をして、気軽に相談できるようにしております。

体調不良や育児不安がある妊産婦さんの家事や育児支援を提供する事業や、子育てに不安があるご家庭を訪問し、支援する事業なども実施しておりますので、有効に活用していただくようお勧めをしております。こういった取り組みによりまして、切れ目なく支援をし、産後うつ予防に努めてまいりたいと思います。

議員ご質問の健診受診の補助事業に関しましては、現在のところ詳細がわかっておりませんので、今後、事業の具体的な内容等がわかりましたら検討したいと考えております。

次に、ロタウイルスワクチンの接種助成についてのご質問にお答えします。ロタウイルスは、感染性胃腸炎の原因になるウイルスで、議員がおっしゃったとおり、激しい嘔吐や下痢、そして発熱の症状を起こすことがありますので、生後6カ月から2歳までの乳幼児の方に多く見られると言われております。

ワクチン接種の助成についてですが、国のほうでも今後定期予防接種化が検討されているようですが、今のところワクチンに関する課題等もあるということで、まだ開始時期は決まっていないという状況です。

そのようなことから、本市では他市の状況もありますが、今後も対象者の方のニーズとあわせて国の動向を見ながら、実施について検討してまいりたい

と思っております。

最後のご質問ですが、がん患者さんに対するケアについてのご質問にお答えします。現在本市では議員がおっしゃったように、がんの予防や早期発見、早期治療を重点施策に掲げて取り組んでおります。去る10月29日には、がんをテーマに開催した市民公開講座で200名の方がご来場くださりまして、市民の皆様のご関心の高さを感じるところでございます。

これらの取り組みの成果としまして、がん検診を受ける方が年々ふえ、予防や早期発見治療が市民の方々にも浸透してきているなど感じているところですが、現実にはおっしゃったようにがんにかかった方がおられ、患者さんから病気の症状や治療による副作用など、さまざまな不安を抱える中で、そういった疑問や不安を主治医などに相談することが多いと聞いております。

議員ご質問の乳がん患者の会、自主の会ということですがけれども、以前別府市を拠点に患者さんたちが立ち上げた会がありましたけれども、最近ではその活動を休止していると聞いております。現時点では、市で患者会のようなものをつくるということは考えておりませんが、がんに対する不安や悩み、知りたいことなどの相談に応じる、先程も言われたがん相談支援センターが、やはりお医者さんとかそういう医療機関の方がいらっしゃるということがとても心強いと思いますので、そういった所を紹介をするということと、そこでは患者さん同士の交流の場もあると聞いておりますので、そういうところをお伝えをしながら、がん患者さんの不安軽減に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(安達 隆君) 1番、安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) まとめて、どうもありがとうございました。よくわかりました。

では、次の質問ですがけれども、スクールソーシャルワーカーが4月から導入されているようですが、その現状と成果を教えてください。

○議長(安達 隆君) 教育長、河野潔君。

○教育長(河野 潔君) それでは、私のほうから安達議員のスクールソーシャルワーカーの現状と成果についてお答えをいたします。

本市では、本年度4月から国及び県のスクールソーシャルワーカー活用事業の指定を受けまして、スクールソーシャルワーカー2名を配置いたしまして、全幼稚園、全小中学校の相談活動を実施しておるとこ

ろでございます。

教育分野に関する知識に加えまして、社会福祉などの専門性を生かして、多くの関係機関とのネットワークを活用して、家庭、学校、地域が一体となって子どもの問題解決に向けて、支援を現在行っているところでございます。

その成果につきましては、専門的な視点で課題が整理されまして、見通しを持った対応ができて、保護者や子どもに対する的確な対応ができているところであり、教育委員会といたしましては、このスクールソーシャルワーカー事業を導入いたしまして、大変効果が上がっていると考えておるところでございます。

今後とも、このスクールソーシャルワーカー事業を積極的に取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） では、次の質問に移ります。実は、6番の産後うつからは、メンタルの部分な内容だったのですが、時代はまさに心が複雑に絡まって多くの問題を起す世の中になっています。

由布市では、臨床心理士が総合相談窓口に常時いるようにしています。300パーセントの稼働率なので、もう1人雇用しようという話も出ているそうです。市民のためでもあります。どの課でも困ったときには一緒に動いてもらい、その中で対応の仕方を各職員が学べます。職員間の人間関係、指導法などの解決にもつながります。

1人のケースに、子育て健康課が対応していたら、いや福祉課も関係があった、児童相談所にも人権にも多くの課がかかわりながら、結局は解決に至らず、同じことを繰り返しているというような事例も、臨床心理士がいれば、最初の段階でほぼ解決すると思います。

先程のソーシャルワーカーの成果も専門家の力が大きいことを物語っていると思います。ぜひ、本市でも臨床心理士の職員待遇での採用を考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 臨床心理士の配置についてお答えいたします。

心の専門家ともいえる臨床心理士につきましては、近年の社会的な背景を受けまして、医療機関のほか、行政におきましても、教育や母子保健、福祉といっ

た分野で必要性が高まっていると認識しています。

現在本市における臨床心理士の活動状況につきましては、園児、児童への支援の方法の助言を行う特別支援教育アドバイザー、乳幼児精密健診や5歳児フォロー相談会における育児相談、発達検査、サロンにおける認知症予防検査などに、市内の医療法人などから派遣をいただいているところでございます。

臨床心理士の配置についてでございますが、さまざまな固有の課題を抱えるケースが増加していることから、心のカウンセラーとして臨床心理士が必要な場合があると思います。

しかしながら、現在、本市では、保健師をウェルネス推進課に集中配置する体制をとっておりまして、乳幼児健診や訪問、健康相談などにより、市民からの心身の不安や困り事に対応させていただいております。その結果、必要に応じて臨床心理士につないでいくというのが状況でございます。

このような状況から、派遣いただく医療法人などの連携は、現在よくできておりますので、今後も引き続き連携を強化するという観点からも、現時点におきましては、現行の体制により対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 今は、保健師、相談員、支援員、ケースワーカー、民生委員、こういう人たちが1人で何件ものケースを抱えていると思います。解決せずに抱える人数がふえるばかりというのが現状ではないでしょうか。今、支援する側にいる人たちが潰れないうちに対策をとらなければと危惧しています。

また、Iターンなどで本市に移住されている人が相談する人もなく不安も多いと思います。都会なら当然いる心理士という専門化が、田舎だからいないというのを田舎のデメリットにはならないと思います。

今は、病院にいる臨床心理士さんに随時来ていただいているということですが、普通の職員として月曜日から金曜日まで、毎日朝の8時半から5時まで、由布市ではずっと稼働していて、必要とされています。ぜひ由布市の視察にも行っていただき、研究していただき、前向きな検討をしていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。2番、

中尾勉君の発言を許します。2番、中尾勉君。

○2番（中尾 勉君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番新政会、中尾勉でございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

職員の適正な配置についてでございます。本市は、近年では昭和の町、教育のまちとして全国に知られるようになり、豊後高田市の取り組みが高く評価されています。大手出版社の住みたいランキングでも4年連続ベスト3を維持し、人口増に結びつく定住促進施策に市を挙げて取り組んでおられます。定住促進住宅の整備や、きめ細かな移住支援、子育て支援など、住んでよかったと思われるまちづくりに取り組んでいると思っております。

さらに、美しい海岸線を活用し、縁結びの神様、粟嶋神社までのロマンチックなスポットとして、恋叶ロード、バスツアーなど、若者を引きつける仕掛けづくりを行うなど、新たな地域振興策にも取り組んでおられます。

また、地方創生交付金事業にも積極的に取り組み、県下18市町村の内、県下トップの9事業が採択をされ、日々職員は仕事に頑張っており、健康面について若干心配されるところでございます。

さて、平成の市町村合併は人口の減少、少子高齢化など社会経済情勢が大きく変化する中で、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行政基盤の確立を目的として、全国的に推進をされてきました。合併により、新たな時代に対応できる自治体に生まれ変わるためには、行政能力を資質的に高めるだけでなく、予算、人員などの限られた資源を効率的に配分し、適切な行政運営に取り組む必要があり、職員数の効率化は合併の目的の一つであることは理解しております。

しかしながら、合併当時350人いた職員は、現在260人に減少をしています。時間外勤務、イベント等、休日出勤、新たな取り組みである地方創生交付金事業等、職員は多忙を極め、ワークライフバランスは壊れ、職員のメンタルヘルスの不調が懸念をされるところでございます。

そこで、3つの質問をいたします。1つ目、職員の採用状況についてでございます。昨年の3月議会でも質問をいたしました。平成26年度より高田高校出身者へのお知らせとして、来春大学を卒業される皆さんへ、保護者の皆さんへと豊後高田市職員採用試験の情報、豊後高田市就職応援企業ガイドブック等、PTA総会、同窓会を通じて送付されたという

ふうにお聞きをいたしております。地元豊後高田市で働けるチャンスがあるということになります。保護者にとっても、子どもたちにとっても夢のある話だと思っております。

そこで、質問です。ここ5年間で、地元高田高校の出身受験者が何名で、何名採用されたのか、また職種ごとの採用人数をお聞きをします。

次に、来春採用の関係ですが、一般事務の4名程度に経験者枠を若干名、それと消防が2名程度の募集であったと思っております。結果として一般事務4名と消防1名採用ということですが、ことしだけの話をとって退職者の人数を考えますと、採用人数が少ないというふうに思っております。

先程も申し上げましたが、行革等の理由により、合併から100名程度職員が減少している状況を考えますと、組織としてかなり無理が出てきているのではないかと懸念をしているところでございます。今後も退職不補充が続くようであれば、全体的なものとして、職員の数は今より多く減少していくことが容易に想像ができるところでございます。

そういったところからも、今後のことを考えて、もっと多くの採用を行うべきであるというふうに思っております。

このようなことから、一般職、技術職等職員全体について現状を踏まえた上、職員の採用、それに伴う職員の適正配置というものの今後を、どのように考えておられるのか計画や見通しをお聞きいたします。

2つ目、時間外勤務の状況、削減のための課題についてお聞きをいたします。電通の新入社員が過労自殺、当時24歳が過労自殺に追い込まれました。この死は電通だけでなく社会に大きな衝撃を与えました。

また、11月13日の大分合同新聞には、大分労働局がまとめた県内事業所の長時間労働と総労働時間の調査結果が掲載をされており、調査したうちの24パーセント、200社が過労死ラインとされる、月80時間以上の時間外等があるといい、県内の総労働時間の平均も全国平均を大きく上回るという衝撃の記事がありました。

本市において、80時間や100時間を超える時間外をしている職員はいないと思いたいのですが、夜遅くまで市役所は電気がついていますねという市民の声もお聞きをいたしております。

9月議会の中で河野徳久議員の、行革により職員

数は減少している、地方創生事業申請や報告が増し職員の負担は多くなっているのでは、健康面、ワークライフバランスが保たれているのかとの質問に、職員が心身ともに健康であることも大変重要である、職員の健康管理については、ノー残業デーの完全徹底、夏季休暇の完全取得、健康診断の受診徹底、組織を挙げた指示、啓発がなされているという企画情報課長からのご答弁がありました。職員の人事をどうかする総務課として、時間外の現状、課題についてどのように考えておられるのかをお聞きいたします。

3つ目でございます。代休の取得状況についてお聞きをいたします。本市は、交流人口の増加を目的に、数多くのイベントなどを実施する中、大きな実績を上げています。このイベントについては、市民と職員が一丸となって取り組んでいるところですが、やはり準備や当日の運営など、その中心を担っているのは職員の皆さんであるというふうに考えております。イベントといいますと、多くの方に来てもらうことが目的でございますので、必然的に週休日や祝日等の開催となるわけですが、そうなりますと、職員の皆さんは気候のよい時期になると、毎週のように行われるイベントのため、自分の家族との触れ合いの時間も損なわれているのではないかというふうに思われます。

そういった休日出勤の振りかえとして代休というものがありますが、これまでの質問の中でお聞きしたとおり、平常業務も多忙を極めるため、思うように取得できていないのではないかというふうに思っております。やはり適正な休暇をとることが、あすへの活力となることを考えますと、心配になります。

そこで、現状の取得状況について、どのようになっているのかをお聞きします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私のほうからは、職員の採用状況の内の今後の計画や見通しについて、ご質問についてお答えをいたします。

これまで行政改革の取り組みの中で、効率的な行政運営を行うために職員定数の適正化を図ってまいりました。行政サービスに対するニーズが多様化、高度化する中で、事業の選択と集中を行いまして、民間に移行すべきもの委託すべきもの、そういうものをできるだけ推進することによりまして、市が行う仕事そのものを減らすことを進めてまいりました。

基本的には、行政改革の当初の目的が達成できたものと考えておるところでございます。

しかしながら、私は過去10年間採用しなかったという状況の中での人事に対する支障も起こっておりますので、現在は、将来の人事異動のためにも、そういう考えの中で、採用のない年をつくらないということの中で毎年職員採用してまいりました。

また、先程議員の指摘もありましたように、今うちの職員は非常に頑張っております。頑張っておりますので、本市の人口規模以上の仕事をしていると私は考えておるところでございます。そういう面では、現在のところは定数については余りこだわらないと、そういう気持ちでありまして、そういう面で専門職も別枠で採用するなどをして、積極的に採用しようとしているところでございます。そして、仕事の量にあわせながら、定数以上の人を採用したいという考えで募集もしております。その面の中で、ぜひやりたいという職員が何として集めたい。そういうことであります。

今後におきましても、市のシンクタンクとしての市役所、その役割を強化するためにも、職員の資質向上を図ると、それとともに仕事の質や量に応じた職員数を確保していきたいとそう思っているところでございます。有能な、バイタリティーあふれる人材を積極的に採用し、そしてまた適材適所を配置すると同時に、やはり職員の身体、そしてまた健康についても充分していかなくやならんと思っております。詳細につきましては、担当課長から説明します。

以上です。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 職員の採用状況の内、近年の採用状況などについてお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、平成26年度から高田高校の同窓会、そしてまた高田高校にご協力をいただきまして、翌年の春に大学を卒業する学生さんとその保護者の方に向けて、市の職員の採用試験情報などを送らせていただいております。

職員採用試験の状況でございますが、平成24年度から28年度までの5年間における採用試験の受験者総数は347人で、うち地元高田高校出身は84人です。その内、採用者数は来年度の採用予定者を含め37人で、うち、高田高校出身は17人となっております。

また、この内、専門職の採用人数でございますが、

来年度採用予定者も含め、農業技術が4人、土木技術が1人、保健師が3人、文化財専門職が2人、幼稚園教諭が4人、消防職が3人でございます。このほかにも任期付職員を事務職1人、幼稚園教諭3人採用しております、合計21人でございます。

次に、時間外勤務の現状と削減のための課題についてお答えいたします。本市におきましては、ニーズの多様化や高度化、さらには権限移譲などにより、事務量は増加の傾向にあることから、積極的な職員研修により個々の職務遂行能力の向上に努めているものの、超過勤務は増加傾向にございます。

このような状況を受けまして、本市では毎週水曜日をノー残業デーといたしまして、忙しい中にもメリハリある仕事をするよう、全職員に意識改革を図っているところでございます。

また、月に45時間以上の超過勤務が予定される職員にありましては、事前に計画書の提出を義務づけ、計画的な事務執行と健康面の管理を行っているところでございます。

ことしの7、8月におきましては、特に水曜日ノー残業デーの完全徹底を全庁に呼びかけて、取り組みの強化を図った結果、今年の同時期に比べまして、約37パーセント超過勤務が縮減されました。

今後につきましては、時間的な制約を前提とした業務管理、働き方の実現、そして円滑なコミュニケーションができる職場づくりが必要になってまいります。また、職員個々の能力向上や、意識改革だけでは解決できない部分もございますので、組織内の連携や仕事の効率化を追求することで、慢性的な超過勤務の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、代休の取得状況についてお答えいたします。各種イベントは、元気な豊後高田市を市内外に向けて情報発信するため、積極的に開催しておりますが、特にゴールドウイークや行楽シーズンには目白押しでございます。

このような状況を受けまして、イベント時の駐車場誘導などにつきましては、なるべく外部に委託するようにしており、できるだけ職員の動員を少なくしたところでございます。とはもうしましても、職員の動員は少なからずございまして、職員が土日の週休日においてイベント業務に従事した場合は、原則として週休日の振りかえ、いわゆる代休措置としているところでございます。

この代休の取得にあたりましては、取得可能期間を柔軟に対応しているところでございますが、イベ

ントとは別に、本来の担当事務を遂行する必要があり、代休の完全取得はできていない状況でございます。

このようなことから、今後は職員のイベントへの従事のあり方などを適宜見直し、なるべく休日対応を少なくすることを基本として代休を取得できる職場環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾勉君。

○2番（中尾 勉君） 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をいたします。27年、土木技術関係の職員ですけれども、27年に1人、採用ということでございます。熊本・大分を震源として九州全域を巻き込む地震が連続的に起こっております。東日本大震災から活動期に入ったというふうに言われています。幸いにも本市は災害が少ないとはいえ、安心はできないというふうに思います。災害により、水道、電気などライフラインがとまったときの対応ができるよう、職員の配置を考えておかなければならないというふうに思っております。

現在、技術系の職員の平均年齢も高く、5年後を考えると、数人になってしまいます。私も技術系の職員でありましたので、若干わかるんですが、技術系の職員を育てるのにやはり5年程度は必要であろうというふうに思っています。

そこで、土木技術の今後技術系職員の今後の採用計画について、どのように考えているのかお聞きをいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 職員採用の再質問にお答えをいたします。

土木技術者につきましては、土木関連事業が少なくなっていることはございますけれども、年齢構成のバランスもございますので、職員数のあり方について、今後検討していかなければならないと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾勉君。

○2番（中尾 勉君） 再々質問をいたします。

やはり、人材面等で、やはりいろいろ難しい面はあるのだろうというふうに思います。一概に多くの採用といっても、選考等の関係で、非常に困難であるというふうに理解をします。しかし、市のためにも、市民のためにもよい仕事をしてもらう職員を一

12月14日

定の計画をもってしっかりと採用してもらいたいという、これは私のお願いでございます。

その採用に関する方法についてお聞きをいたします。私の下にも保護者の方から、子どもが受験をしたがハードルが高く、一次試験にも合格をしないというふうなお話を聞いております。学力優秀な人材を確保するためには、しょうがないのかなというふうに思っております。

しかし、市のためを思って働く職員には、郷土愛が必要不可欠であり、それを強く持っているのは何といっても本市出身の若者であるというふうに思っています。そういった面からも、高田高校の出身者、地元の出身の若者に、多く職員になってもらいたい。さらなる市の発展に尽くしてもらいたいという思いでございます。

他市においては、面接、小論文を重視してるところがあるというふうにお聞きをいたしております。これは学力だけでは計れないものを総合的に判断するための措置であろうというふうに思っています。地元出身のやる気のある若い人が、本市で働けるチャンスとして、トータルで採用を判断できる方法を望むわけですが、本市においても、そのような考えはないかお聞きをいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 職員採用の再々質問にお答えいたします。

採用試験は、地方公務員法により厳格な実施が求められておまして、本市出身であることを条件にすることはできません。また、有能な人材を確保するには、学力試験によるハードルを設ける必要がございます。

本市の採用試験では、一次は学力試験とし、二次試験において面接と小論文、そして集団討論を取り入れております。近年、公務員試験に向け、専門的な準備をされる受験者がふえていることもありまして、非常にハードルの高い競争試験となっておるのが実態でございます。こういったことから、一部の自治体にありましては、民間企業が取り入れている試験方法を導入するところもございます。

今後、未来の豊後高田市を担う、有能な人材を確保する観点から、より有効な採用試験のあり方について調査、研究をしまいたいと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） ちょっと担当課長につけ加

えまして、実は私何としても、高田出身の人ということの中で、ただとは言いましても、学力とかそういうものではどうもならないという、そういうことの中で、同窓会もお願いして高田高校出身の人たちに受験をしてくれという、そういうことの通知を出すということ、チャンスはできるだけ豊後高田市出身の人へあげるのが必要じゃないかということと。

もう一つはどうも若干名では、自分はどうだめじゃないかという人が多いのではないかと、そういう面では、基本的には、先程も定数以上にと話が出ましたけども、5人程度とか、そうすれば自分にも、ひょっとしたらということがあるんじゃないかと、そういうことの中で、若干名というのはやめようよということで、今若干名は、できるだけなくそうということ。

それと今言いましたように、地元の人に、何とかして受けようという、現在のところはなかなか公務員試験というのは難しく、専門学校に入ってなきゃなかなか難しいという、ちょっと異常なことがありますけれども、そうはいましても、学力を無視することには、なかなかならないと、そういうことの中で、今担当課長が言いましたけれども、そういうようなことも少しでも努力はしとるということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾勉君。

○2番（中尾 勉君） 最後に市長の追加の答弁をいただきました。本当にありがとうございました。市長の考えも十分理解はできたというふうに思っています。

時間外勤務の中で触れましたけど、長時間労働を続けるという健康を損なう人がふえて休職者がふえる、結果さらに人手が不足をし、過重労働が進むという悪い環境に陥ると。こういったことから、この状況に歯止めをかけるためには、やはり市長もおっしゃいましたが、多くの人を採用したいんだというふうなお考えであるというのが理解できました。人をふやすということとともに、効率的な働き方を模索していく必要があるというふうに思っています。市民のために、頑張っている職員が、健康で力いっぱい仕事ができるように、ワークライフバランスの調和のとれた職場を目指していくとともに、今後の採用計画については、団塊の世代が退職をした今、組織全体のバランスを考え、必要な人材をふやすという観点からも多くの職員の採用をお願いいたしま

す。

次に、ストレスチェックの実施結果についてでございます。ことしの3月議会において、事業所におけるストレスチェック制度導入に関する質問をいたしました。今回については、その導入後の実施状況について2点お尋ねをいたします。

まず、1点目といたしまして、市役所におけるストレスチェックの実施結果についてでございます。3月議会でも申し上げましたが、ストレスがない社会といったものが一番よいのですが、そのようなことは到底無理であろうというふうに思っております。

しかし、少しでも労働者が働きやすい職場といえますか、環境をつくっていくことが大変重要なことではないかというふうに思っております。そのことを具体化させていく意味でもストレスチェックの実施に向けては、市役所が率先して真に効果のあるものとして、他の模範となるような取り組みを行う必要があるのではないかという思いから質問をさせていただきます。

そこで、このストレスチェックを実施して、職員の結果がどうであったのかをお聞きをいたします。

2点目の、学校職場におけるストレスチェックの実施についてでございます。学校職場における先生方の休職がふえているという新聞記事等よく目にいたします。

そこで、市立の学校職場におけるストレスチェックの実施状況についてお聞きをいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） ストレスチェックの実施結果についてお答えいたします。

まず、実施時期と実施方法についてでございますが、労使の代表等で構成されております職員安全衛生委員会で審議を行いまして、専門性やプライバシー保護の観点から、職員の総合健康診断も行っております。宇佐・高田地域成人病検診センターに委託をいたしました。

そして6月の下旬、臨時、嘱託を含む全職員を対象に実施をしたところでございます。内容といたしましては、厚生労働省が推奨いたします57項目による調査票で、集計、分析を行ったものでございます。今回、対象者382名の内、病気等で療養中の6名を除いた376名が受験いたしました。この内高ストレス者は29名で、実施者全体の7.7パーセントでございました。これは、厚生労働省が想定しておりました標準的な高ストレス者の割合である10パーセントに比べ、

若干低い割合となったところでございます。なお、高ストレス者へは、健康診断の際、保健師から産業医による面接を勧奨し、職員のメンタル不調を未然に防止できるように実施しております。

今後につきましては、まずは職員がみずからのストレスに気づくこと、そしてその後の対処につなげることを目的としたものでありますので、体の健康診断と同様に、全職員が必ず受けるように指導していきたいと考えております。

そして、メンタルヘルスの基礎知識が得られるよう、改めて職員研修の機会を確保して、ストレスチェックとの相乗効果を図ってまいりたいと考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、私のほうからは、学校現場におけるストレスチェックについてお答えいたします。

県費負担の教職員につきましては、市教育委員会において、大分県教育委員会契約システムを利用し、前期、後期の年2回、ストレスチェックを実施しております。前期では、対象教職員数193名の全てが受験をしているところであります。実施結果につきましては、市教育委員会へ前期分のストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計分析結果の提供がありまして、その結果に基づき、職場環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾勉君。

○2番（中尾 勉君） 再質問いたします。3月議会の答弁でストレスチェック結果を部署ごとの集計等については、委託業者からの報告を受けるというふうなことであったと思いますが、その状況とその後への対応についてお聞きをいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） ストレスチェックの再質問についてお答えいたします。

ストレスチェックの集団分析結果につきましては、健康リスクなどの指数を全国平均と比べて示されるものでございます。今回の結果では、一般的に職場環境の改善について検討が必要とされる注意ラインを超えるところはございませんでした。

今後は、職場ごとのストレスの傾向を把握の上、超過勤務の縮減などともすり合せを行いながら、注

12月14日

視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾勉君。

○2番（中尾 勉君） ご答弁ありがとうございます。

ストレスチェック、市職員では29名が高ストレスということであります。やはりみずからがストレスに気づくこと、そしてその後の今後は、非常にデリケートなメンタルな部分でありますので、またアフターケアよろしく願いをして質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

18番、大石忠昭君の発言を許します。18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

私は、今回は、市民の声をとり上げまして、大きく9項目の質問をいたします。項目が多いので、何とか時間1時間内にすべて質問いたしたいと思っております。よって、質問の趣旨にまともに答える形で簡単に結構でございますので、明確な答弁を求めて質問に入ります。

第1は、市長の政治姿勢にかかる問題で、2点質問をいたします。これは、市長が答弁してください。新聞報道などによりますと、厚生労働省は来年度からいよいよ高齢者の医療費や保険料の大改悪を狙っています。いろいろありますけれども、一つは70歳以上が支払う医療費についてであります。その限度額を年収370万円未満のいわゆる一般所得者については、外来のみ上限特例を廃止をする。現在は、月1万2,000円で済んでるんですけども、これを2倍以上にする。最大には1カ月5万7,600円に引き上げるという大改悪です。

2つ目には、保険料であります。75歳以上の保険料については、これまで最大9割軽減をしております。いわゆる軽減特例があったんですけども、これが廃止をされる。そうしますと、普通の低所得者については、来年度から2倍から3倍に保険料が上がると。特にひどいのは、子どもさん、あるいはご主人の扶養となって社会保険などに入っておられた方々については、これは5倍、10倍と負担が重くなります。さらに3つ目には、療養病棟、病床に入院している65歳の方なんですけれども、この方々が、現在は1日320円の居住費を負担させられておりますが、これが370円に引き上げられる、いわゆる軒並み高齢者に対して負担が押し付けられる内容でありま

す。高齢者については、年金が毎年のように引き下げられております。消費税も8パーセントに上がり、今度は10パーセントに上がろうとされていますが、今でさえ大変なときに、また高齢者にとって医療費が上がる、保険料が上がるということは、もう生活にとっては死活問題でありますので、答弁としては、何とかこの大改悪を食い止めていくと、これを国民の世論と運動で、やっぱり国を動かしていかなければ片づかない問題です。永松市長としてもいよいよ最後です。国に向かって豊後高田の場合も高齢者が多いですから、何とかこれ以上の高齢者の負担を食い止めてくれと働きかけてもらいたいと思っております。働きかけるか、働きかけないのか明らかにしてください。

もう1つの問題は、マイナンバーの問題であります。ことしの1月から実施されましたが、いよいよ問題なのは、各市内の事業所に対して、いわゆる住民税の特別徴収をされている方々に対して、市のほうがそれぞれ従業員に対して、この住民税特別徴収の令書にマイナンバーを記載するかしないかという問題なんです。

総務省のほうは、全国の自治体に記載をしろというような通知を出していますが、これは大問題なんです。全国的には、それは問題だということで、国に対してこれをええと、うちではマイナンバーは記載しませんよという自治体もかなり出ております。新聞報道読みますとね。よって、豊後高田においても、市が事業所に通知をする、各徴収者、個人、個人の令書に対して、マイナンバーは記載しないのかするののかということなんです。ぜひ記載しないようにしてほしいと思っております。市長の政治姿勢にかかわる問題です。市長の見解を求めます。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○18番（大石忠昭君） 市長お願いします。

○保険年金課長（丸山野幸政君） 政治姿勢の医療保険制度に関するご質問にお答えをさせていただきます。

医療保険制度の改正につきましては、連日、新聞報道等で掲載をされておりますが、前回の議会でもご答弁申し上げましたとおり、これは国の社会保障制度に関する議論でございます。そのため、私どもも把握しておりますのは、新聞や厚生労働省のホームページで掲載されている情報のみで、それ以外の



詳細はわかりませんが、議論の方向性としては、おおよそ次の3点のようでございます。

1 点目の高額療養費制度の見直しにつきましては、低所得者の方の負担に配慮しつつ、70歳以上の方で一定以上の所得がある方は、69歳以下の方と同様の所得であれば、病院にかかったときの上限額を69歳以下の方と同じにしております。

2 点目の75歳以上の方の医療保険料については、社会保険の被扶養者であった方を中心に、現在所得水準にかかわらず、保険料が安くされているのを、所得に応じて負担をしてもらってはどうか。

3 点目の65歳以上の方が、治療と養生のために病院に入院した際に支払う1日当たりの居住費は難病の方を除き、介護保険施設に入所する低所得者の方が支払っている額と同様にすることはどうかといったように、これは負担の公平性を主眼に議論がされているのでございます。

これらの制度改正は、高齢化の進展等による医療費の増大が見込まれる中で、全ての国民が加入する国民皆保険制度を将来にわたって引き継ぐためのものであると認識をしております。今後も国の専門家の皆さんで、しっかりと議論をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 税務課長、近藤幸一君。

○税務課長（近藤幸一君） 政治姿勢についての内、マイナンバーについてのご質問にお答えします。

住民税特別徴収税額通知書に、従業員のマイナンバーを記載して送付することについては、平成29年度分の個人住民税から特別徴収税額通知書にマイナンバーを記載して、特別徴収義務者である事業主に通知することとされています。市としましては、国からの通知等に基づき、給与支払報告書に従業員のマイナンバーが記載されていない場合であっても、個人住民税の特別徴収税額通知書にマイナンバーを記載して事業主に通知することとしております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 議長に要請します。今の答弁聞いてわかるように、私の質問はもう少し簡単に答弁を求めているんです。市長に求めたらね、議長も市長に答弁求めさせてください。

次は、再質問で市長に答弁を求めます。今、高齢者の医療費と保険料の大改悪の問題で市長にこれだけ高齢化率が高い豊後高田市で、こういう改悪され

たらもう市民も大きな影響を受けるからね。何とか食いとめる働きかけをしてほしいという質問をしたんですよ。専門家でいろいろ議論をしてみたいという、あさってみたいな答弁を課長がされましたけど。これは、専門家であっても、やっぱり現地の国民がこれだけ大改悪されたらどういうことになるんかという、この現地の声で政治を動かさないと変わらないんですよ。

例えば、介護保険についてはどうですか。当初は、厚生労働省は介護保険の1と2については、訪問介護については介護保険から外そうとしたんですよ。あるいは、介護用具についても外して、100パーセント負担させようとしたんですよ。これも国民の運動があった。進んでる首長なども国に対してそれはおかしいじゃないかと物を言って、全国の運動があって、介護保険については大改悪を一時食いとめることができてるんです。

今度の医療費も、通院費についても、まだきのうからきょうのニュースでわかるように、同じ政府与党の中でも公明党は2倍以上じゃ困るじゃないか、何とかしてくれということ、今意見を述べて、まだ調整がついてないんですよ。だから世論で政治を変えなきゃならないと思うんです。

だから、先程も何人かの議員から市長の功績は褒めたたえられておりましたけれども。本当に市長が市民からほめたたえられるということは、国の悪政に立ち向かうと、どうやって悪政から市民の暮らしを守るかと、その業績を残してもらいたいと思うんです。（「説教か」と呼ぶ者あり）だから、医療の医療改悪について市長、改悪を阻止するために、市長として政治力発揮できないんでしょうか。できないならできない理由を市民に明らかにしてください。

以上です。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、大石議員の再質問にお答えします。

私は今回の医療保険制度の改正については、これは次世代に国民皆保険制度を引き継ぐためのもの、そう思っております。そういう面で私は、課長にも言わせましたように、やはり専門家で議論してもらって、どうがいいかということをしてもらわなきゃならんと思っています。

それと同時に、私はこれからもどんどん高齢化が進みます。私も老人ですけども、この医療費はどんどんふえていく。そうなってくるとどうなるか。

12月14日

このままの状態では若い人たちに我々の負担をどんどん求めているという、そういうことになっていく。これでは皆保険というものが成り立っていかないんじゃないか。そういう面では、この制度を持続しなきゃならんということと、もう1つはやはり世代間の不公平を公平にしなきゃならんという。こうなった場合には、これから私ども高齢者もやはり低所得の人についてはできるだけ配慮してもらいけれども、高齢者に一定所得があれば、それなりの負担をしなきゃならんんじゃないかと。そういうふうにしてお互いに、高齢者も我慢する、若い人たちも我慢する、そういうことによって、国民皆保険というのがいくんじゃないかと。そういう面で私はそういうふうにご答えさせたわけですし、私はやはり専門家も、どういうふうにしてそういうものを認めながらやっていくんで、政府が全部悪いわけじゃないと思います。そういう面では、やはり高齢者もそれなりに負担できる人は負担すると、そういうのが本来の形であろうと思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） これもう専門家の段階じゃなくて、政治力になってるんです。市長もう政治力がないということがわかりましたので、もうこれ以上言いません。日本共産党はまた国会でも引き続き、この問題を追及して、高齢者の負担増を食いとめるために頑張りたいと思います。

次は、マイナンバーの問題で、これも課長がこういう通知が来てるからこうなるんだと、こういう通知が来てることを私が紹介したんですよ。市長はこういう通知が来てることを知っておりましたか。いよいよ今度の29年度の住民税の特別徴収の令書に、市のほうからナンバーを書いて事業所に届けるように通知が来てるんです。それに対して問題があるということで、全国各地で問題化してるんです。うちはしないということも大分あります。よって、市長に聞きますが、従業員が例えば市の職員でもそうです、市の職員は、それぞれ自分のナンバーと家族のナンバーをお知らせするようになってるけども、これはなってるけども、しなくても罰則規定はありませんし、しないからといって何ら問題はないわけね。

例えば、市内のこういう特別徴収をしている事業所についても、従業員、家族のナンバーを出してくれと提出を依頼しておるけども出さないからといって、何ら問題ないんです。なのに、それで済むもの

なのに、市のほうが事業所に対してナンバーを書いて送りつけるということは、これは人権侵害になるんじゃないですか。そういうふうにして市長思わないのか。地方自治体が、人権侵害に加入してよいのか。あくまでも個人の自由なんですよ。そういうことについて市長どう思いますか。だから、市長の判断で、それはしなくても何ら問題ないわけですから、しないという方法をすべきだと思います、市長の見解を求めます。市長、答えてください。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、マイナンバーについての再質問にお答えします。

先程担当課長がご答弁したとおりに、国の指示に従ってやろうと思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので、次にいきます。永松市長は国に物が言えないということですね。

次は、ごみ処理建設についての問題であります。これも市長に答弁を求めたいと思います。新聞報道などによりますと、宇佐、高田、国東3市で大型の共同ごみ処理場の施設を建設すると同時に、その運営業務についても業者に委託するという一方で、一緒の入札がやられるということで、その入札の準備が進められてきたけれども、途中、入札日の寸前になって、一部の企業が入札を辞退するとか、あるいはその原因は暴力団からいろいろ介入があったとか、国会議員の介入があったとか、いろいろなことが問題になってるようでありますけれども、最終的には高田の市長も参加する広域議会の管理者会議において、入札を一時中止ということで、今中止されてるんです。そして、調査委員会をつくって調査した結果、不正が確認されていないと、だから中断している入札を続けるのか、あるいは白紙に戻すかというのは、管理者、副管理者会議で決めるということまで報道されてます。

私は、この新聞記事を読んでみまして、何と267億円という、市の1年間の予算が豊後高田市の場合約150億円ですよ。これ267億円の入札と。これを最終的には1社でもう決まるんじゃないかというようにうたわれるんですよ。よって、やはり全て267億円は国民の税金でありますから、こんな莫大な工事がただ1社の入札で、いろいろ暴力団まで介入して疑惑が問題になってるのに、問題なかったでね、

まかり通ってよいかということで、私はやっぱり公平でないといかん、公平な入札でないといかんと思いますので、4点質問をしますので、これは豊後高田市長としてどう考えるか、市長の見解を聞きたいと思います。

第1点は、この調査委員会をつくったんですけども、回答書私持ってあります。4ページの回答書ですけども、市長も豊後高田市長として回答書を読んだと思うんですけども、これは納得できません。この調査で問題はなかった、不正は確認されなかった、暴力団の介入もなかった云々、何もなかったからということになってるんですけどね。本当にこの調査で疑惑が解明されたか、疑惑は全くないというように、市長確信できるのか。できるとしたらどういう根拠なのか。その根拠を示してもらいたいと思います。

2つ目は、267億円の入札というんですけども、市の豊後高田市の負担がどのぐらいが予定されてるのかどうか。3つ目には総合評価一般競争入札で実施することになったんですが、これでやるのがどういうメリットがあるか。あるいはデメリットについてはどう考えるか。4つ目には、やはり最終的には1社でやろうとしていると報道されておりますけれども、これは問題だと思うんです。最低2社以上、2企業体以上で公正な入札をしていただきたいと思いますが、豊後高田市長として、今度のこのごみ処理場の入札問題どう考えてるのか明らかにしてください。

以上です。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） ごみ処理施設のご質問についてお答えいたします。

本市と宇佐市、国東市の3市で計画を進めています新しいごみ処理施設につきましては、広域事務組合のほうで、本年4月施設の整備運営事業所の選定に向けて、総合評価一般競争入札の公告を行いました。不正情報等が寄せられたことにより入札を一時停止したところでございます。その後、外部有識者による公正入札調査委員会を設置し、調査を行った結果、不正の存在が認められないとの報告書が提出されたところでございます。

次に、総事業費に対する本市の負担額についてでございますが、国からの交付金の額が決まってないことや、運営費に負担率を計算する基準値が変動することなどがありますので、算出するには不確定な

状況でございます。

続いて、総合評価一般競争入札方式のメリットとデメリットでございます。まずメリットといたしましては、金額だけでなく工事の質や内容も検証し、全体的な評価で落札者を決定することから、良質な事業者の選定が可能で、質の高い施設等ができることといったことがございます。

また、デメリットといたしましては、事業者側の提出書類が多いため、準備に時間がかかることや、選定に際して透明性を確保するために評価方法や基準を明確にし、選定委員会を設置して選定するなどにより、競争入札と比較して入札にかかる期間が長くなることといったことが考えられます。

最後に、入札についてのご質問についてでございますが、今後広域事務組合で適切に対応されるものと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） こういう大事な問題にも、議長、市長に答弁させないちゅうのはおかしいんじゃないんですか。今度は市長に再質問いたします。今、4点質問しまして、1点目の真相究明はどこまで進んだかという点については、もう全く抽象的なことなんです。市長自身は、豊後高田市長として、この調査委員会の結果をどう考えてるのか明らかにしてもらえませんか。それを市長、答えられませんか。

それとの関係で、実はきのうこういうものが、議員のところ配られてるんです。郵送で来ました。市長もこれ見てますか。市長のところに来ますか、これ。来てます、来てません。来てなかったら一部コピーしてあげようと、見てますね、見てるんですね。これは、私調べてみたら、国東、高田、宇佐の議員にも全部郵送されてるようですね。これ見たら大変なことでしょう。第1弾については、この前高田の議会説明会で皆さんに配られて回収されました。これ第2弾ですかね。第2弾の内容で、一言で言うならば、267億円の予定価格というけれども、実際には九州内外の同じような同規模の施設と比べてみたら、100億円、予定価格高いんじゃないかと、なぜ100億円高くなったかという解明がずっとされてますはね。もう詳しく述べませんが。

そして、豊後高田じゃなかった宇佐、高田、国東のこの施設の何が問題かということで、機種を選定した段階から大問題があるということである書かれていますわね。なるほどと思います。それから、予定

12月14日

価格がなぜ高くなったかというのを、高田の予定価格がこういうことで高くなったんだと、でしょ。それから、総合評価方式になぜやったか。総合評価方式では、こうこうこういう疑惑が持たれるんじゃないかと。最終的には、本当は大手が5社あるんだけどもおろされてしまって2社になった。2社の内から1つおろされてしまって、最後は1社でいくと。最後1社いったものが、ここ書かれていますね。そして最後に書かれてるものは、広域圏の議会の議員の皆さん頑張ってくれよと、栃木県のある市では、ある塩谷広域行政組合では、高田と同じ100億円高いということが問題になって、議会で議決した結果、入札終わったけれども、契約議決では10対7で否決されたということが出てます。それと豊後高田の市役所の30枚配られたビラを持ってありますけど、そのビラを見てもね、広域圏の議員、職員の程度がこの程度だから、いわゆるコンサルタントにやられたんではないかということでやられてるでしょ。逆のことを書いて、逆で褒め上げたりしてやっていますが、中身はそういう内容ですね。

だから、こういうものが出た以上は、これまでの調査報告で何ら問題なかったと、だから1社でもやるということでは悪いと思いますし、西日本新聞の1月25日号を見ますと、西日本新聞では、これはもう宇佐の市長と高田の市長と国東の市長の会談の中で、もうこれは入札は白紙に戻してやりかえろということになったというような、そういう方向の記事になってるでしょ。

しかし、広域圏議会での発表では、今後いわゆる3者、3人の市長で集まって、管理者、副管理者会議で今後入札を白紙に戻すのか、あるいは続けるかは決めるとなってるんです。そうですね。

それで市長に聞きたいのは、やっぱこれだけ新たな疑惑が次々出まして、私はもう日本共産党の宇佐、高田の議員団でもこれに基づいて、裏づけ調査もしながらどう対応するか検討していきたいと思っておりますが、豊後高田市長としても267億円もかかるような事業に対してね、それだけ市民に負担がかかってくるんですから、100億円も高いとなるとね、そりゃあ100億円が70億円になるか知らないけれども、やっぱり適切な単価で入札に臨んでもらいたいと思います。だから、よって、あなたは問題ないと本当に思うのか、こういうものをあなたが見たというんなら、どう考えますか。入札のやりかえだろという立場に立たないのか、何ら問題ないという立場なのか、

一点のところ、真相解明されたかというところで答えてください。市長として答えてください。

○議長(安達 隆君) 市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) それでは、私からお答えいたします。

この問題は、広域議会がありますし、そしてまた管理者は管理者であるわけです。そういう面で、これは管理者がきちっと話をし、そしてまた広域議会で話をして、その結果の中で、またの機会に話すということになるかと思います。そういう面では、広域議会は皆さん方の代表が出ていらっしゃいます。そしてまた我々も、我々のトップは管理者であります。管理者が、その話をするという、それで、今この中で、私は個人的な話とか市長との話というのは、私は控えさせていただくと、以上です。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 広域圏の管理者と副管理者の会議でやる、あるいは議会が議決するかしないか否決するかなんですよね。そんなことはわかり切ったことなんです。それで、豊後高田市長として、あなたは国東の市長よりも宇佐市長よりも、任期が長い、キャリアもあるわけですから、これだけ疑惑があるのなら疑惑解明せずに強硬したら大変なことになるよという立場をとるべきじゃないんですかと。市長としてどうするかもう1回聞いてください。明らかにしてください。どういう態度をとるか、市長として。

○議長(安達 隆君) 市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) それでは、大石議員の再々質問にお答えいたします。

先程申しましたように、私は副管理者としての立場です。管理者はきちっとおってです。そういうことですから、私は市長としての立場ではなく、副管理者という立場ですから、管理者の言う以外のものは言わない。

以上です。

○18番(大石忠昭君) 次やります。私はきょう高田議会ですから、高田の市長として。(「もう3回済んだじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 大石議員、指名してないので自席にちょっと戻ってください。

○18番(大石忠昭君) 指名してください、どんどん。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 時間がないのでいきますよ、

2つ目の問題でね。今一定の、真相解明のことについて市長は市長としての力を発揮できないという答弁をしました。残念であります。

次は、総事業費267億円ということで、まだ決まらないから、負担が決まらないからそれはいいです。予算がね、予算の議決をしておりますが、予算の議決段階で、どれだけの予算を議決して、その内の豊後高田の負担分がどれだけということなのか説明してください。時間とるようだったら時計とめてください、議長。議長、時計とめてくださいよ。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時41分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） ごみ処理施設の再質問にお答えします。

本年度の負担金につきましては、当初予算ベースで1億374万5,000円となっています。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 本年度を聞いておりません。入札前に当たって、建設費の予算を組んでるでしょ。建設費の予算を組む前については、それぞれ3市でどれだけの負担というのが示されるのではないですか。そのことを聞いてるんです。すぐ答弁できなかつたらもう時間もったいないんですよ。もうそれもわからないようなことで、入札に臨むということが問題なんですよ。市長、そうじゃないですか。よって、これ最後の質問にしますが、これを267億円もするような事業を1社で入札なんかあり得ないと思いますよ。だから、西日本新聞が報道してるように、今度の入札は白紙撤回、やり直しをやるという態度を豊後高田市長としてとってもらいたいと思います。どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、大石議員の再質問にお答えします。

先程申しましたように、この管理者というのがおります。管理者が言うんであって、私どもとしてはそういう発言はできません。そういうことです。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） もう一度質問しますよ、大事な点なんですよ。管理者、副管理者というのは、

どちらが権利があるないじゃないですよ。3人で。

○議長（安達 隆君） 大石議員、4回目の質問になりますので。質疑を続けてください。

○18番（大石忠昭君） 3回目の質問であります。3番目の問題か、4番目の問題のね。そうでしょ。

○議長（安達 隆君） 4番目ですか。

○18番（大石忠昭君） それ終わっちゃう。たったそれだけのことでね、管理者はおりますから、副管理者の意見を述べられるでしょうが。豊後高田市長として市民の前にどういう態度をとるんだと、入札を白紙に戻してやりかえさせて、公平な入札をやる。最低2企業以上で入札するという立場をあなたとれないんですか。それは100億円下がるか下がらんかで、市民の負担大違いですよ。どうせ僕の金じゃないんだと、みんなの金じゃないから言うことじゃないでしょ。市長は公平な市民から納得できるような公平な入札をさせられるかの立場に立ってないかということ聞いてるんです。答えてください。あなたの立場を聞いてるんです。

○7番（土谷信也君） 議事進行。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 今の大石議員の質問でございしますが、この100億円下がるこの建設費がどこから根拠が出たのか、新聞でただけのことで100億円安くできるということでございますので、まずその100億円下がる根拠について、大石議員がデータなり設計書なり出して、それを明確なものかはっきりしてからこの質問は訴えるべきじゃないかと思えます。

○議長（安達 隆君） 議事を進めます。しばらく休憩します。

午後2時46分 休憩

午後2時47分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、大石議員の再々質問にお答えいたします。

先程ご答弁したとおりであります。

以上です。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 次にいきます。時間があと24分になっておりますので、適格な答弁を求めたいと思えます。

危険ドラッグを所持していたということで、警察から取り調べを受けて罰金刑の事件が起りましたが、この件について、事件の概要と市の対応につい

12月14日

て明らかにしてください。

それから、再発防止をするために市長としては、職員に対してどのように徹底していたのか、その経過について説明してください。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 職員の処分についてお答えをいたします。

去る10月に処分、公表させていただきました職員の不祥事につきましては、市民の皆様からの信頼を大きく裏切ることとなりましたことに、改めまして議員各位、そして市民の皆様にご心からおわび申し上げます。

本件の概要についてでございますが、10月の決算審査特別委員会に先立ちまして、市長からおわびの上、ご報告申し上げたところでございますが、改めてご報告いたします。

当該職員は、2年前に県外のいかがわしい店舗で、当該薬物を購入したとのご報告をいたします。その後自宅にて保管していたものを思い出し、本年1月、外出した際持ち出したようでございます。そして市外のコンビニエンスストア駐車場で仮眠をとっていたところ、警察の職務質問に遭い、所持していた薬物を押収され、鑑定の結果、その中に危険ドラッグの成分が含まれていたものでございます。

本人は、危険ドラッグを所持していたという認識はなく、また危険ドラッグを使用していないことは警察の尿検査で確認されたところでございます。本件の経過につきましては、本年1月に職務質問を受け、その後薬物鑑定に相当の期間を要したようございまして、結果が出た後の5月中旬に職員は警察から任意取り調べを受けております。

その後6月に在宅のまま検察庁へ書類送検され、捜査を経て9月下旬に略式起訴、9月27日付で中津簡易裁判所より罰金刑の略式命令が下されました。司法制度上、略式命令を受け取った日の翌日から起算して14日以内に正式裁判請求をしないようであれば罰金刑の確定となるものでございまして、本件は10月14日の金曜日に刑が確定いたしました。

これを受けまして、速やかに対応の上、その週末をはさみまして10月17日の月曜日に、当該職員の懲戒処分と当時の上司2人に厳重注意処分を行いました。そして、その同日に、その概要を公表するとともに、記者会見を開いたものでございます。

なお、再発防止の取り組みにつきましては、処分当日に緊急課長会を開き、綱紀粛正と服務規律の確

立について厳正に通達したところでございます。あわせて危険ドラッグの危険性を再認識するとともに、怪しい毒物には決して手を出すことのないよう、国の啓発チラシなどを活用し、全職員へ周知徹底いたしました。また、年末年始を控え、12月定例課長会におきましても、市長より改めて綱紀粛正の徹底を全職員へ通達いたしましたところでございます。

今後とも、不祥事の再発防止と市民の皆様からの信頼される市役所づくりに向け、職員一同一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

先程、答弁の中で毒物と言いましたが、薬物の間違いでございます。おわびを申し上げて訂正いたします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 再質問をいたします。今、課長から決算委員会のときに市長から報告があったと言われましたが、決算委員会では報告をしていないのではないですか。しておれば議事録にあると思うんですが、事務局長、議事録にありますか。本来ならば、こういう事件を起こした場合には、やっぱり定例会の冒頭に市長が謝罪すべきじゃないんですか。どういうことなんですか。

それから、再発防止といいますが、1月6日の事件ですから、やっぱりその1月に事情聴取をして、職員がこういう事件を起こしたからということで職員に徹底する、これが再発防止の一番の基本じゃないんですか。それがなぜできなかったかを明らかにしてください。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） それでは、職員の処分についての再質問にお答えいたします。

まず、決算委員会の問題でありますけれども、先程ご答弁申し上げましたように、決算審査特別委員会に先立ちまして、市長からおわびを申し上げたところでございます。

それから、時期の問題でありますけど、これも先程申し上げましたように、刑が確定しないと、それはやったことになりませんので、刑が確定した後、速やかに処分をさせていただいたということをお知らせしたつもりであります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので次にいきますが、農業振興の問題で、宇佐市では、今回1

2月の補正予算で親元就農者に対して1人1年間100万円ずつ2年間で200万円出すという予算が提案されております。これ県の単独の予算の事業のようですが、豊後高田にはこの制度を導入しておりませんので、ぜひ導入してもらいたいと思いますが、市長、導入する考えがあるかないか、あるかないかでお答えください。あるかないかだけ。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、吉止勝幸君。

○農業ブランド推進課長（吉止勝幸君） 議員の農業振興についてのご質問にお答えします。

農業後継者を初めとした担い手の確保は、本市にとっても重要な課題であり、現在本市では、新規就農者だけでなく、農業後継者に対しても国の青年就農給付金制度を積極的に活用しているところでございます。

一方、県は、平成28年度大分県親元就農給付金制度を創設し、国の制度の要件を満たさない農業後継者に対しても、給付金が交付されることとなりました。給付額につきましては、国の制度では年間最大150万円、最長5年間の給付が受けられ、県の制度では年間最大100万円、最長2年間の給付期間となっておりますが、重複しての給付を受けることができません。

このようなことから、本市といたしましては、今後もより有利な国の制度を基本とし、要件を満たさないような案件については、県の親元就農給付金による対応も含み、農業後継者の確保に努めてまいりたいと考えてるところです。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 要件がそろわなければ、県の事業も取り入れるということですから、次にいきます。

次は、住宅耐震化についてであります。今回の熊本・大分地震の経験から、耐震補強をしているか、していないかで大きな違いということが明らかになっておりますが、実際に豊後高田の旧住宅に対する耐震化というのは、この5年間でもわずか1件だけで終わっているようです。県内の状況は、おくれておるようですが、この熊本・大分地震以降は進んでおりますが、このおくれの原因をどう見てるのか、今後これを推進していくためにどう考えているのか、簡単に答弁をしてください。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） 住宅の耐震診断、改修のご質問についてお答えします。

なぜ耐震化が進まないのかというご質問でございますが、まず県北地域が比較的地震の少ない地域であり、今回の熊本・大分地震の際も大きな被害がなかったということ。他の地域と比べて関心が薄いのではないかと考えられます。今回の大地震まで、余り申し込みがありませんでした別府、大分を中心に、先程申しましたように、地震後申込みが大幅に増加しております。県北地域では、それほど大きな増加にはなっておりません。また耐震が必要な住宅にお住みの方は、比較的高齢者の方が多いと考えられます。また、経済的なこともあり、耐震改修が行われないのではないかと考えております。そのほか、本事業の周知が行き渡ってないのではないかと、それも原因の一因ではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 補助率を引き上げること、それから、この制度について市民に周知徹底を図ってほしいと思いますがどうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、まず耐震診断ですね、周知につきましては、簡易診断を現在県と大分県建築士事務所協会とで、耐震リフォームアドバイザー派遣制度を設けております。随時、簡易耐震診断等のご相談を受け付けておりますので、この派遣制度は、市が毎年木造住宅耐震診断強化週間にあわせて実施して、簡易耐震診断と同じところでもありますので、費用負担についても同じ制度で行っておりますので、ぜひ多くの方に利用していただきたいと思っております。

また、市独自の助成のお話ができないかということですが、県において平成26年度に耐震改修の補助限度額を最高60万円から80万円に引き上げております。その際の制度の拡充を行っているところであり、県内の市町村においても独自で補助金額のお話等行っておりませんので、現在のところ、市独自の補助金のお話は考えておりません。

今後につきましては、本制度を有効に活用してもらうように、耐震リフォームアドバイザー派遣制度を初め、木造耐震の耐震化促進事業の広報、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

12月14日

○18番（大石忠昭君） あと4項目あるんですけれども、11分ありますので、全部終わらせたいと思いますから、議長の取り計らいをお願いしますね。

先程、安達議員が4項目一遍にやりましたけど、そういう方法とっていいですか。

○議長（安達 隆君） 担当課違うので1項目ずつ。

○18番（大石忠昭君） 1項目ずつ、答弁は短くお願いしますね。

住宅リフォームについてであります。全国では、経済効果が大きいということで、33.7パーセントにあたります630自治体で、昨年度は実施しております。秋田、岩手、群馬などでは、市町村の6割が実施しておりますが、全く県で1市町村もやってないのは、大分県と福井県だけなんです。それから商店街のリフォームについても、55自治体が実施しておりますね。これももう永松市長にかわって随分議論してきましたけれども、高田は高田式のリフォームやってるからということでやってないんですけどね。もう大分県でも今度は皮切りにやってもらいたいと思いますが、市長の見解を望みます。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 住宅リフォーム助成についてお答えいたします。

住宅リフォーム、商店リフォーム助成制度の創設についてでございますが、本市の住宅関係の助成制度につきましては、定住対策のための、お帰りなさい住宅改修補助金やハッピーマイホーム新築応援奨励金などの住宅リフォーム補助制度を設けており、大いに活用いただいているところであります。

また、定住対策事業のほか、福祉関係では高齢者や障がい者の方を対象にした住宅改造助成金や、子育て支援のためのリフォーム事業を行っています。

さらに、商業関係では、昭和の店へ修景する活力アップ戦略的商店街活性化総合支援事業もございまして、平成26年度からは創業支援関係の補助制度を設けまして、移住者の方を中心に店舗の改修費として利用実績も上がっております。また本年度は、観光振興対策として、インバウンド対策とあわせて、市内の旅館を対象にしたリフォーム補助制度も設けたところでございます。

このように、本市では、各事業ごとに目的を持ってリフォームに関する補助制度を実施してるところであります。これらの事業によりまして、直接的効果及び波及的効果は大きいものと考えております。そのため、現在の制度を市民の皆様にも有効活用して

いただくため、よりきめ細かい情報発信を心がけ、これらの事業を積極的に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 永松市長の下では、私が提起しているような、よそでやっているようなことはやらないということですが、せめて大分県でやってもらいたいということでもやらない。新しい市長になったら要求していきたいと思います。

次は、7項目めの就学援助についてであります。小中学生がいる家庭で、経済的に事情があるところについては、就学援助制度がありまして、高田の場合も、何度もこの二、三十年間議論もしてきまして、今では生徒数に対して受給者が最高になっております。私は、大分県内で日田市だけが、ことしの3月から入学金の入学準備金を支給を実施をしました。3月議会でこのことをとり上げましたところ、教育長は、豊後高田でも何とか前向きに実施をしようということで、新年度から実施の約束をしておりました。

実は、共産党の国会議員が国会でも取り上げました結果、文科省についても各自治体に対して、いいことやらやれということで通達を出しておりますが、これに基づいて大分県でも隣の宇佐市では、今回予算を組みました。中津でも、きのうの議会でも、ことしの3月、今度の3月からやると言われました。豊後高田でも当然3月からやってもらいたいと思いますが、時間がありませんので、周知の方法なんです。学校通じてではなくて、入学者に対して、小学生、中学生に対して全部郵送で通知をしてもらって、申請書まで送りつけてやるという方法をとってもらいたいと思いますが、来年度からそういう新たな方法をとれないかどうか聞きます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野潔君。

○教育長（河野 潔君） 周知の方法についてでありますけれども、文書にて案内を出す予定でありますし、またなるべく早期に支給できるように準備をしたいとそういうふうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんから、あと2項目もやりたいんで。だから、今度の今回補正



予算組んでないけれども、予算があるようですので、12月に決定してもらって、来年3月には支給できるということでもいいですね。はいと言いましたから、もうそれでいきます。

次は、選挙の投票率を引き上げる問題ですね。高田の場合、一般の投票率は参議院選挙では11市の中で断トツ1番なんです。ところが今回の18歳、19歳の投票率は、県平均は42.58に対して、高田の場合は41.94と下から4番目に低いんです。18歳については45.15で、下から5番目に低いんです。一般は、大分県断トツ14市では1番なのに、今回からの10代が低いわけなんです。この原因をどう見るのか、全国各地でいろいろと10代に対する投票率を引き上げるために、例えば中学生が高校生集めたら模擬議会を開いたりいろんな方法をとっていますが、やっぱり一番高い津久見に学んで、何らかの高田でも引き上げる方法を取ってもらいたいと思いますか。簡単に答弁してください。

○議長（安達 隆君） 選挙管理委員会事務局長、土谷恒男君。

○選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長（土谷恒男君） それでは、投票率の引き上げについてお答えします。

今回の参議院選挙における本市の18歳、19歳の有権者数は403人、投票者数は169人で。

○18番（大石忠昭君） どうするかだけ答えてください。どうするか。

○選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長（土谷恒男君） 今回の参議院選の結果に分析した結果では、18歳の高校3年生相当の投票率が75パーセント、そして19歳の投票率が35.06パーセントということで、大変低い水準でありましたので、この結果を分析しまして、今後はこれまでの取り組みを一層強化するとともに、通学等で親元、地元を離れて暮らす若者のために不在者投票制度等の周知に努め、投票率の向上を一層図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 津久見の場合、大分県18市町の中で断トツに高いんですね。そこに調査に行って、やっぱりいいところは学んでみて、一般は大分県で豊後高田一番なのに、なぜ若い人が少ないかちゅうのをね、研究課題ですので、研究することを求めて次にいきます。

次は、新そばの試食会について、これぐらいのことを議会でやるかと私ももう躊躇したんですけど、余りにもある方から議会でやってくれと、何人の方から大石にやらせるということで頼まれたということで、最後に質問を上げてるんですけどね。

何とか次は改善をしようという答弁がありましたので。しかし問題は、これは主催は生産者組合なんですよね。生産者組合の意向を聞いて、そういうことなのか。それから、これ試食会について経費がかかりますが、経費の一部は市が助成しているのか、あるいは参加者は、今でも市長も副市長も議長なども、次々と毎回同じ顔ぶれで参加しておりますが、祝儀をどのぐらい持って行っているのか。それは個人負担なのか、公費なのか、今後一般公募するということですが、一般公募については、無料でやるという方法をとってもらいたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午後3時11分 休憩

午後3時11分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業ブランド推進課長、吉止勝幸君。

○農業ブランド推進課長（吉止勝幸君） それでは、議員のそば試食会についてのご質問についてお答えいたします。

先程、井ノ口議員の質問にもお答えしたとおりでございます。本日いろいろご意見がありましたことにつきまして、主催であるそば組合と協議して、今後の持ち方については検討して実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 本日の一般質問はここまでといたします。

次の本会議は、あす午前10時に再開し、通告に基づく残りの一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れでした。

午後3時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安達 隆

12月14日

豊後高田市議会議員 安 達 かずみ

豊後高田市議会議員 中 尾 勉